



**教育支援センター（適応指導教室）等
充実方策検討委員会 報告書**

平成 29 年 2 月

はじめに

不登校児童・生徒に対する支援については、これまでも都内公立小・中学校において、区市町村教育委員会の支援を受けながら、家庭訪問、登校を促すための便り、電話連絡、相談室・保健室等での別室指導など、管理職や担任を中心に熱心な取組が実施されてきた。このような取組の結果、登校できるようになった児童・生徒も多数存在している。

加えて、学校教育法施行規則や国による関係通知に基づき、学校外の施設において相談・指導を受け、在籍校への復帰に向けて懸命の努力を続けている児童・生徒の、その努力を学校として評価し支援するため、教育支援センター（適応指導教室）（以下「教育支援センター」という。）の設置・運営や指導要録上の出席扱いの変更等、様々な取組がなされてきた。

また、都教育委員会においても、このような区市町村教育委員会や学校を支援するため、不登校対策として様々な取組を展開している（巻末参考資料「東京都教育委員会のこれまでの取組」52 ページ参照）。

国による不登校に関する調査研究としては、学校不適応対策調査研究協力者会議の平成 4 年 3 月報告「登校拒否（不登校）問題について」、不登校問題に関する調査研究協力者会議の平成 15 年 3 月報告「今後の不登校への対応の在り方について」がある。

それぞれが示す取組の充実のための提言を受け、都内の区市町村教育委員会や学校では、日々、児童・生徒や保護者等と真摯に向き合い、たゆまぬ努力と工夫を繰り返しながら今日に至っている。

しかし、都内公立小・中学校の不登校児童・生徒数は、近年、増加傾向にあり、平成 27 年度には 1 万人を超える状況となっている。「平成 27 年度東京都の児童・生徒の問題行動等の実態について」によれば、東京都の公立小・中学校における不登校児童・生徒数及び不登校の全児童・生徒に対する割合（出現率）は、不登校の定義が現在のものになった平成 3 年度以降、最高値となった。

少子高齢化や生産年齢人口の低下が叫ばれて久しい中、日本の将来を担う掛け替えのない存在である子供たちが、不登校により学力の向上のみならず、社会性を育む学習の機会を十分に得られないことは、大きな社会問題であり、不登校児童・生徒を取り巻く環境の改善は、喫緊の課題である。

こうした背景の下、平成 27 年度に都教育委員会が設置した「不登校・中途退学対策検討委員会」により、今後の不登校・中途退学対策に関する取組の在り方について報告された。

この中では、小・中学校における不登校児童・生徒の再チャレンジの場として教育支援センターの充実の方向性が示され、充実・機能強化に向け、区市町村教育委員会と都教育委員会とが、その在り方について協議をしていく必要があるとされている。

また、不登校児童・生徒への教育の場の一つの形態である、文部科学大臣認定の特別な教育課程を編成して義務教育等を実施する学校（以下「不登校特例校」という。）の取組が広がることへの期待が提言されている。

なお、不登校児童・生徒への支援については、文部科学省においても、不登校に関する調査研究協力者会議の最終報告（平成 28 年 7 月）に基づいて通知を発出し、また、第 192 回国会（臨時会）では、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下「教育機会確保法」という。）」が成立するなど、その対応が国のレベルでも進められているところである。

こうした中で、本検討委員会は、平成 28 年 5 月に、区市町村教育委員会、公立学校、学識経験者、心理、福祉、民間、私立学校の関係者をメンバーとして設置された。主な検討テーマとしては、教育支援センターによる支援内容の充実に向けた基本的な考え方、備えるべき機能、体制の在り方などを、また、不登校特例校について、その取組を広げるために課題となる事項の整理、実効性ある取組手法などを据えた。

この間、8回の会議を開催し、重ねてきた検討の結果を取りまとめたので、報告する。

第 1	教育支援センターの現状と課題	1
1	教育支援センターの概要	1
2	児童・生徒、保護者に関する現状	4
	(1) 不登校児童・生徒数	
	(2) 不登校になったきっかけと考えられる状況	
	(3) 教育支援センターに登録している児童・生徒数	
	(4) 教育支援センターに登録している児童・生徒の状況	
	(5) 教育支援センターに登録している児童・生徒の保護者の状況	
3	人員配置の状況	9
	(1) 職員	
	(2) 専門家の配置状況	
4	活動内容等	12
	(1) 指導内容の特徴	
	(2) 指導形態及び指導時間	
5	施設	13
	(1) 施設の所有	
	(2) 施設面での課題	
6	区市町村教育委員会で実施している支援	14
	(1) 学校との連携	
	(2) 外部機関との連携	
	(3) 保護者への対応	
7	教育支援センターの機能充実に向けた必要な視点	16
	(1) 一人一人の児童・生徒の多様な課題に対応する	
	(2) 児童・生徒が自ら選択する目標を見据える	
	(3) 児童・生徒と保護者の状況に寄り添う	
第 2	不登校児童・生徒に必要な支援内容	18
1	ひきこもり状態の改善	
2	アセスメントの実施	
3	社会的自立に向けた支援	
4	保護者への支援	
5	フォローアップ支援	
第 3	教育支援センターが備えるべき支援内容	23
第 4	不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援の充実方策の在り方	24
1	居場所機能の充実	
2	学習機能の充実	
3	社会への適応支援機能の充実	
第 5	教育支援センターの体制の在り方	27
1	指導体制	
	(1) 職員及び運営体制	
	(2) アセスメントの実施体制	
2	地域との連携	
3	施設環境の整備	

第 6 学校及び他の関係機関との連携 31

- 1 学校との連携
- 2 他の関係機関との連携

第 1 不登校特例校の概要 32

第 2 不登校特例校の現状 37

- 1 教育内容
- 2 進路・サポート体制
- 3 授業料等
- 4 効果と課題

第 3 不登校特例校の設置に当たって 40

- 1 教育機会確保法の制定
- 2 不登校特例校の特徴
- 3 考慮すべき事項
 - (1) 運営体制の整備
 - (2) 設置形態及び設置者

第 1 国や都の役割 43

- 1 教育支援センターの充実強化に向けて
- 2 不登校特例校の広がりに向けて
- 3 その他

第 2 不登校施策全般に関する提言 45

- 1 新たな不登校を生まない取組
- 2 発達障害のある不登校児童・生徒への対応

むすびに 47

【参考資料】

教育支援センター（適応指導教室）等充実方策検討委員会開催経過	48
教育支援センター（適応指導教室）等充実方策検討委員会設置要綱	49
教育支援センター（適応指導教室）等充実方策検討委員会委員名簿	50
都内教育支援センター一覧	51
東京都教育委員会のこれまでの取組	52
国における不登校対策関連の動向	54
文部科学省からの通知	57
義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律	90

I 教育支援センター

第1 教育支援センターの現状と課題

1 教育支援センターの概要

教育支援センターは、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導（学習指導を含む。）を行うことにより、不登校児童・生徒の在籍校への復帰を支援し、社会的自立に資することを目的とした学校外の施設である。

都内では平成2年度から設置が開始され、区市町村の公共施設、学校の空き教室、廃校舎等を活用している。

平成28年度現在、都内51区市町において75教室が設置されており、地区によっては複数の教育支援センターを設けている（巻末参考資料「都内教育支援センター一覧」51ページ参照）。

主な指導内容は、教科学習、体験活動、カウンセリング等である。

児童・生徒が教育支援センターで相談・指導を受けた日数については、一定の要件を満たす場合に、校長は指導要録上の出席扱いとすることができる。

なお、自宅において教育委員会、学校、学校外の公的機関又は民間事業者が提供するIT等を活用した学習活動を行った場合も、一定の要件を満たした上で、校長は指導要録上の出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる。

【参考】 教育支援センターに関する国の通知

1 平成4年9月24日付け文初中第330号「登校拒否問題への対応について」

3 教育委員会における取組の充実

(5) 学校以外の場所に登校拒否の児童生徒を集め、その学校生活への復帰を支援するため様々な指導・援助を行う「適応指導教室」について、その設置を推進するとともに、指導員や施設設備等の充実に努めること。

2 平成15年5月16日付け15文科初第255号「不登校への対応の在り方について」(通知)

(別記) 不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

1 趣旨

不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、学校復帰への懸命の努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これら施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。

2 出席扱いの要件

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) 当該施設は、教育委員会等が設置する適応指導教室等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。
ただし、民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。このため、学校及び教育委員会においては、「民間施設についてのガイドライン（試案）」（別添2）を参考として、上記判断を行う際の何らかの目安を設けておくことがのぞましいこと。
- (3) 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。

(別添2) 民間施設についてのガイドライン（試案）

6 学校、教育委員会と施設との関係について

児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

3 平成17年7月6日付け17文科初第437号「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」（通知）

1 趣旨

不登校の児童生徒の中には、学校への復帰を望んでいるにもかかわらず、家庭にひきこもりがちであるため、十分な支援が行き届いているとは言えなかったり、不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになっている場合がある。このような児童生徒を支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たした上で、自宅において教育委員会、学校、学校外の公的機関又は民間事業者が提供するIT等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができることとする。

2 出席扱い等の要件

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) IT等を活用した学習活動とは、IT（インターネットや電子メール、テレビを使った通信システムなど）や郵送、ファクシミリなどを利用して提供される学習活動であること。
- (3) 訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とすること。対面指導は、当該児童生徒に対する学習支援や将来の自立に向けた支援などが定期的かつ継続的に行われるものであること。
- (4) 学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。なお、学習活動を提供するのが民間事業者である場合には、平成15年5月16日付け文科初第255号通知「不登校への対応の在り方について」における「民間施設についてのガイドライン（試案）」を参考として、当該児童生徒にとって適切であるかどうか判断すること。
（「学習活動を提供する」とは、教材等の作成者ではなく、当該児童生徒に対し学習活動を行わせる主体者を指す。）

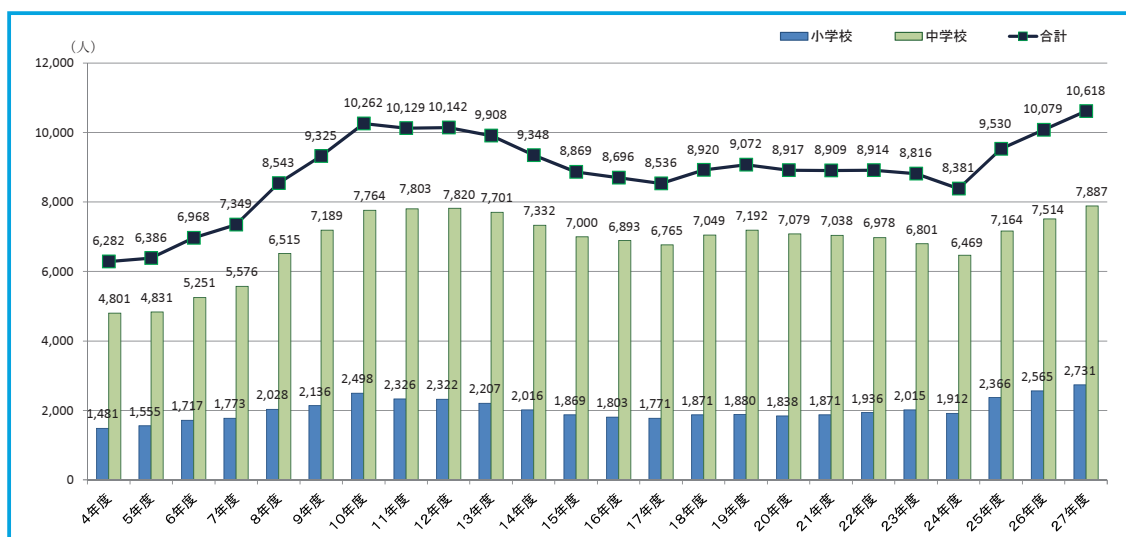
- (5) 校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、例えば、対面指導に当たっている者から定期的な報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を実施するなどして、その状況を十分に把握すること。
- (6) IT等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的に当該不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。なお、上記(3)のとおり、対面指導が適切に行われていることを前提とすること。
- (7) 学習活動の成果を評価に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること。

2 児童・生徒、保護者に関する現状

(1) 不登校児童・生徒数

不登校の児童・生徒について、平成27年度は全国の小・中学校で125,991人に上っている。都内公立小・中学校では10,618人となっており（小学校2,731人、中学校7,887人）、平成25年度以降増加している。〈図表01〉

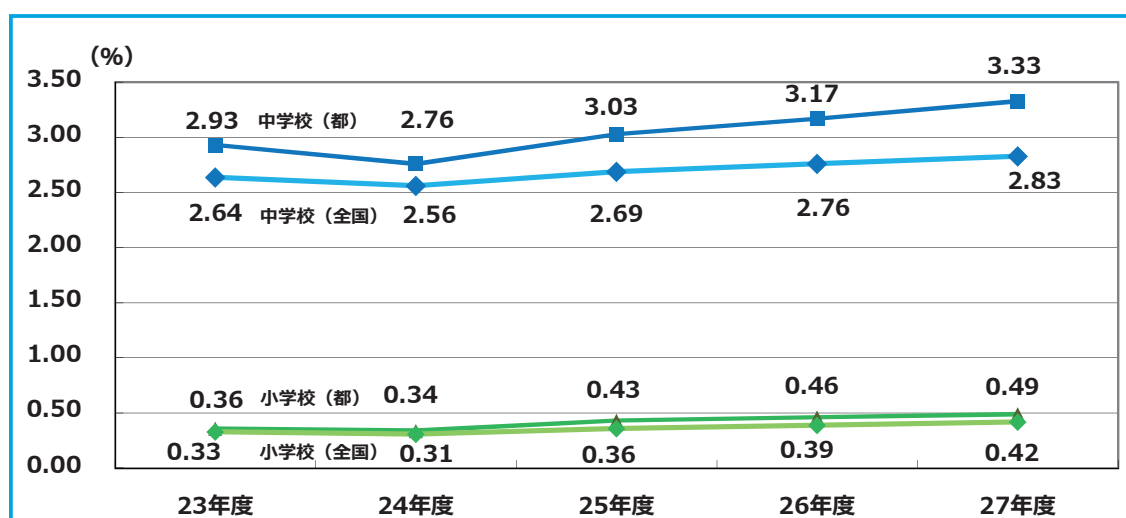
図表01 都内公立小・中学校における不登校児童・生徒数の推移



【平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）より都内公立学校分を抽出して作成】

都内公立小・中学校における不登校児童・生徒の全児童・生徒数に占める割合（出現率）についても、平成25年度以降増加しており、平成27年度は小学校で0.49%、中学校で3.33%となっている。〈図表02〉

図表02 都内公立小・中学校における不登校出現率の推移



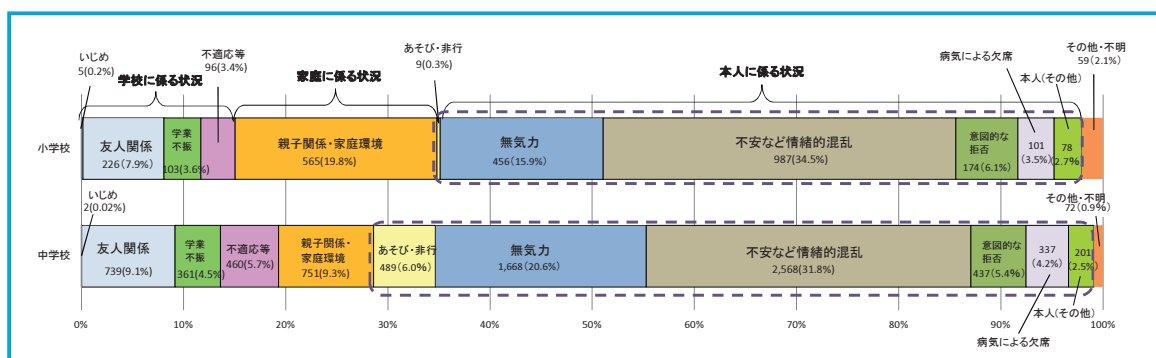
【平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）より都内公立学校分を抽出して作成】

なお、出現率の全国平均（平成27年度）は、小学校で0.42%、中学校で2.83%となっており、都内の不登校児童・生徒の出現率は、小学校、中学校共に全国平均を上回っている状況である。

（２）不登校になったきっかけと考えられる状況

文部科学省が各学校を対象に行った「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、小学校では、「不安など情緒的混乱」、「無気力」や「親子関係・家庭環境」の割合が特に高い。中学校においては、小学校と同様に「不安など情緒的混乱」と「無気力」の割合が高いのとともに、「あそび・非行」の割合が小学校よりも高いことが特徴である。〈図表03〉

図表03 不登校になったきっかけと考えられる状況（平成26年度）



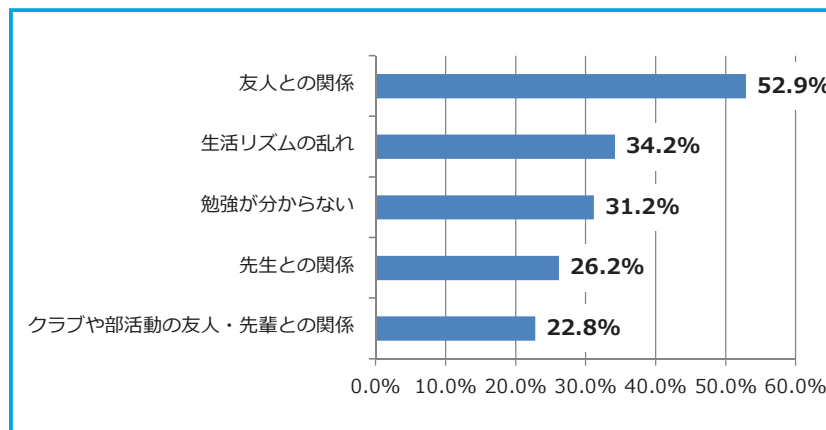
※「不適応等」：教職員との関係をめぐる問題、入学・転編入学・進級時の不適応、進路にかかる不安、学校のきまり等をめぐる問題、クラブ活動・部活動への不適応

「親子関係・家庭環境」：親子関係をめぐる問題、家庭の生活環境の急激な変化、家庭内の不和(回答総数に占める割合)

【平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）より都内公立学校分を抽出して作成】

また、文部科学省が平成18年度に不登校を経験した者に対して実施した調査によると、学校を休み始めたきっかけは、「友人との関係」が52.9%と最も多く、「生活リズムの乱れ」、「勉強が分からない」、「先生との関係」、「クラブや部活動の友人・先輩との関係」等、学校生活をめぐる問題やその影響に関する項目の割合が高い状況にある。このような傾向は、都においても同様であることが推測される。〈図表04〉

図表04 学校を休み始めたきっかけ（上位五つ）



（平成24年1～3月に調査実施）

【不登校に関する実態調査～平成18年度不登校生徒に関する追跡調査報告書～（文部科学省）より抽出して作成】

このように、学校に対する調査結果<図表03>と、本人に対する調査結果<図表04>における不登校のきっかけには異なる傾向が見られるが、学校から見たきっかけと本人から見たきっかけは、それぞれの立場から捉えた一面であり、一方が正しく、他方が間違っているという理解は適切ではないと考える。

不登校の要因は多様かつ複合的であることに加え、不登校児童・生徒の置かれている状況は、一人一人異なっているということを十分認識しておく必要がある。

(3) 教育支援センターに登録している児童・生徒数

不登校の児童・生徒のうち、教育支援センターに登録している児童・生徒数は、小学生で382人、中学生で1,565人となっており、不登校児童・生徒全体の2割程度である。<図表05>

図表05 教育支援センターに登録している児童・生徒数（平成26年度）

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
小学生	6人	7人	24人	66人	114人	165人	382人

	1年生	2年生	3年生	合計
中学生	322人	554人	689人	1,565人

※公立学校及び国立・私立の学校の児童・生徒の計

【教育支援センター（適応指導教室）に関する実態調査（文部科学省）（平成27年）より東京都分を抽出して作成】

(4) 教育支援センターに登録している児童・生徒の状況

平成26年度の1年間に、教育支援センターに登録していた小学生382人、中学生1,565人のうち、在籍校に復帰した児童・生徒数は、小学生で96人、中学生で289人となっている。<図表06>

図表06 教育支援センターに登録している児童・生徒の在籍校への復帰数・復帰率（平成26年度）

(上段：在籍校復帰数、下段：在籍校復帰率)

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
小学生	2人	2人	8人	17人	25人	42人	96人
	33%	29%	33%	26%	22%	25%	25%

	1年生	2年生	3年生	合計
中学生	52人	101人	136人	289人
	16%	18%	20%	18%

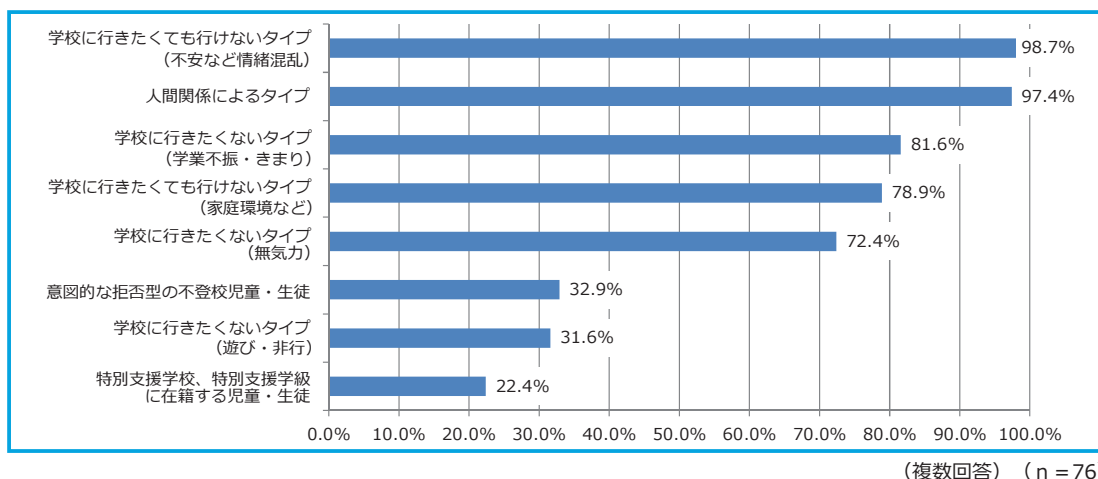
※公立学校及び国立・私立の学校の児童・生徒の計

【教育支援センター（適応指導教室）に関する実態調査（文部科学省）（平成27年）より東京都分を抽出して作成】

教育支援センターを所管する教育委員会の担当者や、教育支援センターの職員等を対象とした調査によると、教育支援センターに登録している児童・生徒の傾

向としては、不安など情緒的混乱や家庭環境等による「学校に行きたくても行けないタイプ」、他の児童・生徒との関係、教職員との関係、部活動など、人間関係がうまく築くことができない「人間関係によるタイプ」がそれぞれ98.7%、97.4%と多い。「意図的な拒否型の不登校児童・生徒」、「学校に行きたくないタイプ（遊び・非行）」はそれぞれ32.9%、31.6%と少なくなっている。〈図表07〉

図表07 教育支援センターに登録している児童・生徒の傾向（平成26年度）



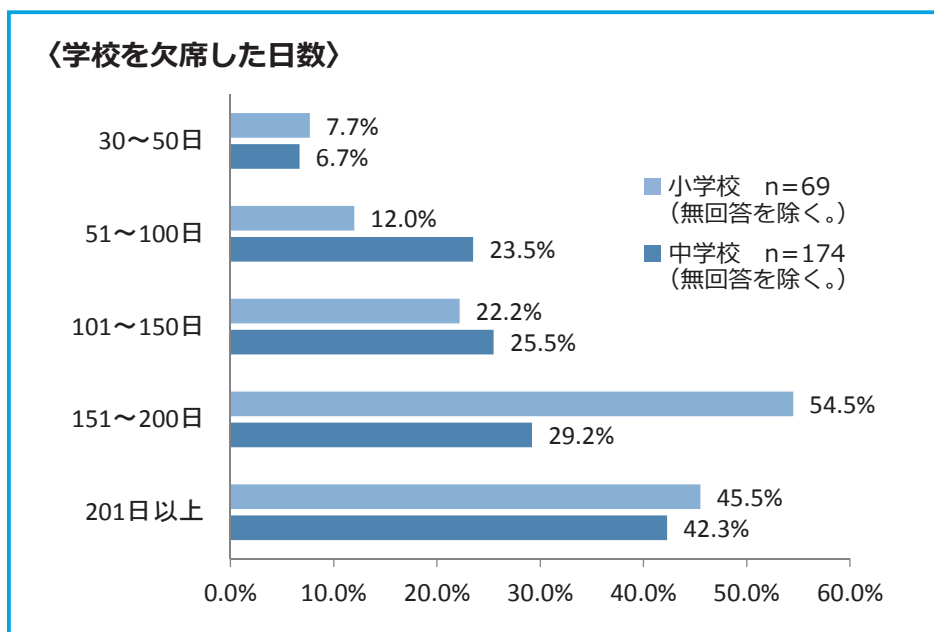
【教育支援センター（適応指導教室）に関する実態調査（文部科学省）（平成27年）より東京都部分を抽出して作成】

また、不登校児童・生徒の中には、教育支援センターへ通うことを希望するもののどうしても行けない者、勉強したいという意欲はあるが一步を踏み出せない者、発達障害があったり家庭環境に課題のある者等もいる。

なお、不登校からの回復の道のりは、その様相や期間など、一人一人違っており、決して一様ではない。一般的にこのような児童・生徒の心理状態は、大きく「混乱期」、「低迷期」、「回復期」の三つの時期に分けることができると言われている。

不登校児童・生徒のうち、在籍校の欠席日数別に見た、教育支援センターに登録している児童・生徒の割合について、欠席日数が「30～50日」では、小学生で7.7%、中学生で6.7%であり、「51～100日」では、小学生で12.0%、中学生で23.5%である。また、「201日以上」では、小学生で45.5%、中学生で42.3%である。〈図表08〉

図表08 在籍校の欠席日数別に見た、教育支援センターに登録している児童・生徒の割合（平成26年度）



(注) 表の見方 例：「151～200日」→26年度の欠席日数が151～200日の不登校児童・生徒のうち、小学校では54.5%が、中学校では29.2%が教育支援センターに登録している又は登録していた。

【東京都教育庁調べ〔対象：平成26年度都内公立小・中学校の不登校児童・生徒の学級担任（抽出）（平成27年）〕】

教育支援センターに登録している者のほとんどは、公立小・中学校に在籍する児童・生徒である。私立学校や都立学校等に在籍する児童・生徒の教育支援センターへの受入れについては区市町村の判断となるため、受入れ体制等は、各区市町村によって異なる。

【参考】 平成28年度において、私立学校に在籍する児童・生徒が、教育支援センターへ登録を希望した場合の取扱いに関する調査結果

- 「私立学校に在籍する児童・生徒を受入れる（「可能性あり」を含む。）」と回答のあった地区 … **全51区市町のうち31地区**

〈受入れる場合の要件等〉

- ・区域内に在住している。 ・当該私立学校と連携がとれる。

- 「私立学校に在籍する児童・生徒を受入れない」と回答のあった地区 … **全51区市町のうち20地区**

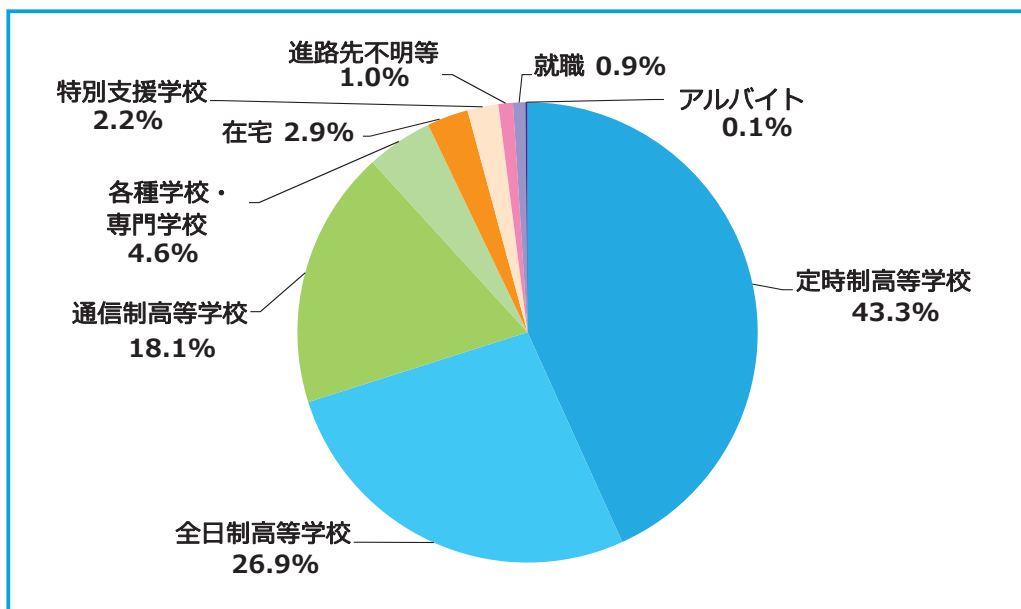
〈受入れない場合の理由〉

- ・要綱等において、教育支援センターに登録する対象の児童・生徒を、区域内の公立小・中学校に在籍している児童・生徒としている。

【東京都教育庁調べ〔対象：教育支援センターを設置している区市町教育委員会（平成28年）〕】

中学校第3学年で教育支援センターに登録していた生徒のほとんどが高等学校に進学しており、進学先として最も多いのは定時制高等学校（昼夜間定時制高校を含む。）で43.3%、次いで全日制高等学校が26.9%、通信制高等学校が18.1%となっている。〈図表09〉

図表09 教育支援センターに登録していた中学校3年生の進路（平成26年度）



【教育支援センター（適応指導教室）に関する実態調査（文部科学省）（平成27年）より東京都分を抽出して作成】

（5）教育支援センターに登録している児童・生徒の保護者の状況

不登校児童・生徒の保護者については、子供の状況や将来等に不安を抱えており、どうしたらよいか分からない状況に陥っていることが多いと考えられる。

また、保護者自身が健康面や生活面で心配事を持っている場合には、子供の今後について相談したいという意欲はあっても、実際、相談にまで踏み出せない場合もある。

さらに、不登校に至る要因が深刻であったり、不登校が長期化したりすると、保護者の相談意欲が低下し、外部の働き掛けにも応じない事態が生じることもある。

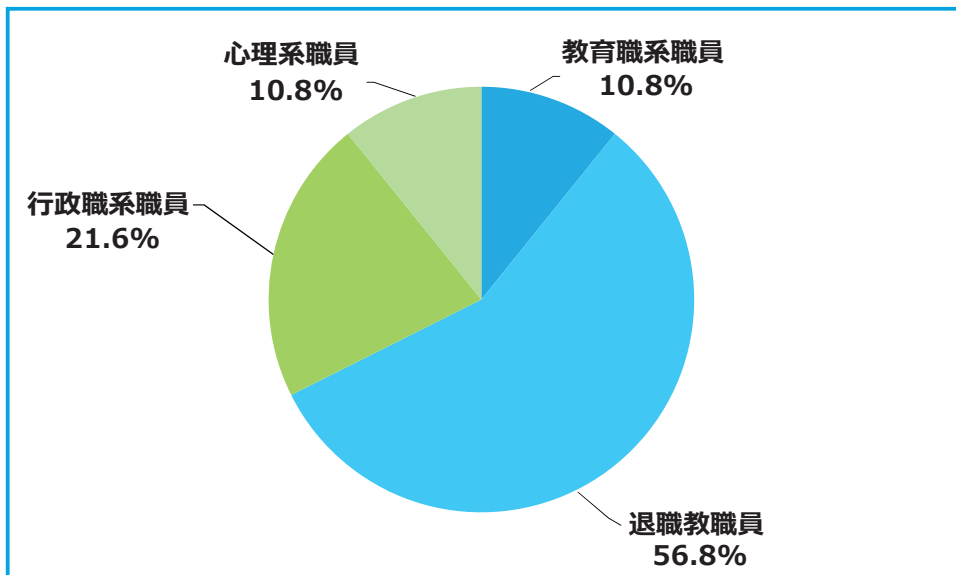
3 人員配置の状況

（1）職員

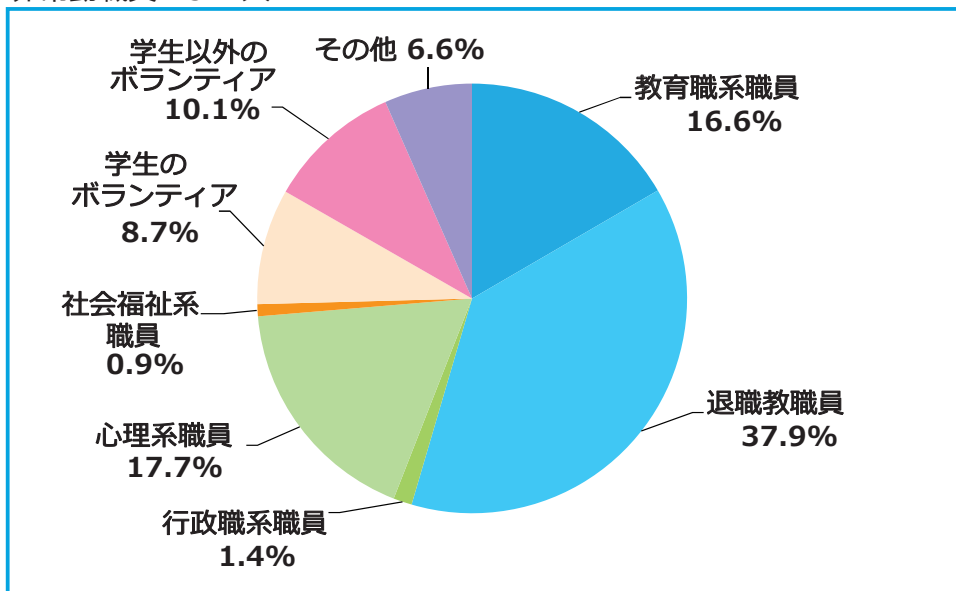
区市町村教育委員会が設置する教育支援センターの職員の配置状況は、常勤が37人、非常勤は572人となっている（1施設当たりの平均職員数は8.0人）。基本的には、各区市町村独自の配置であり、非常勤職員が全体の93.9%を占めている。また、常勤職員、非常勤職員ともに退職した教職員を活用している割合が高いことから、職員の年齢構成が偏っている状況があると推測される。〈図表10〉

図表10 教育支援センターの職員数（平成26年度）

○ 常勤職員：37人



○ 非常勤職員：572人



【教育支援センター（適応指導教室）に関する実態調査（文部科学省）（平成27年）より東京都分を抽出して作成】

教育支援センターの責任者には、退職教職員や行政職系職員が配置されていることが多い。

教育支援センターの職員のうち、児童・生徒に学習等の指導を行う職員（以下「指導員」という。）は、その多くが公立学校の退職教員であるが、必ずしも不登校児童・生徒の指導経験を有しているわけではなく、特別支援教育の指導の専門性や、ソーシャルスキルトレーニングの専門性を有する者も多くはない。

また、指導員が教員免許を取得していない場合もあり、十分な学習指導に対応できていない状況もある。特に中学生への学習指導については、配置されている指導員の教員免許の種類によっては、指導できる教科に偏りが生じ、全ての教科に十分に対応できる環境にはないことが多い。

その他、児童・生徒の話し相手やメンタルフレンド役として、大学生等のボランティアを活用しているところもある。

(2) 専門家の配置状況

不登校児童・生徒には、心理面からのケアが特に必要とされるが、カウンセラー等の心理の専門家については、配置が76教室中26教室、定期的又は必要に応じての派遣が18教室となっている。スクールソーシャルワーカー等の福祉の専門家については、配置が9教室、定期的又は必要に応じての派遣が31教室となっている。配置されている場合の、週当たりの勤務日数の平均は、心理の専門家は3.7日、福祉の専門家は2.6日である。〈図表11〉

図表11 専門家の活用状況（平成26年度）

○カウンセラー等の心理の専門家

配置されている（箇所）	26
-------------	----



週当たりの延べ日数（日）	3.7
--------------	-----

※配置箇所数を母数とする平均

配置されていない（箇所）	50
--------------	----



配置されていない場合の対応（箇所）	
定期的に派遣されている	4
必要に応じて派遣されている	14
なし	32

○スクールソーシャルワーカー等の福祉の専門家

配置されている（箇所）	9
-------------	---



週当たりの延べ日数（日）	2.6
--------------	-----

※配置箇所数を母数とする平均

配置されていない（箇所）	67
--------------	----



配置されていない場合の対応（箇所）	
定期的に派遣されている	2
必要に応じて派遣されている	29
なし	30
無回答	6

【教育支援センター（適応指導教室）に関する実態調査（文部科学省）（平成27年）より東京都分を抽出して作成】

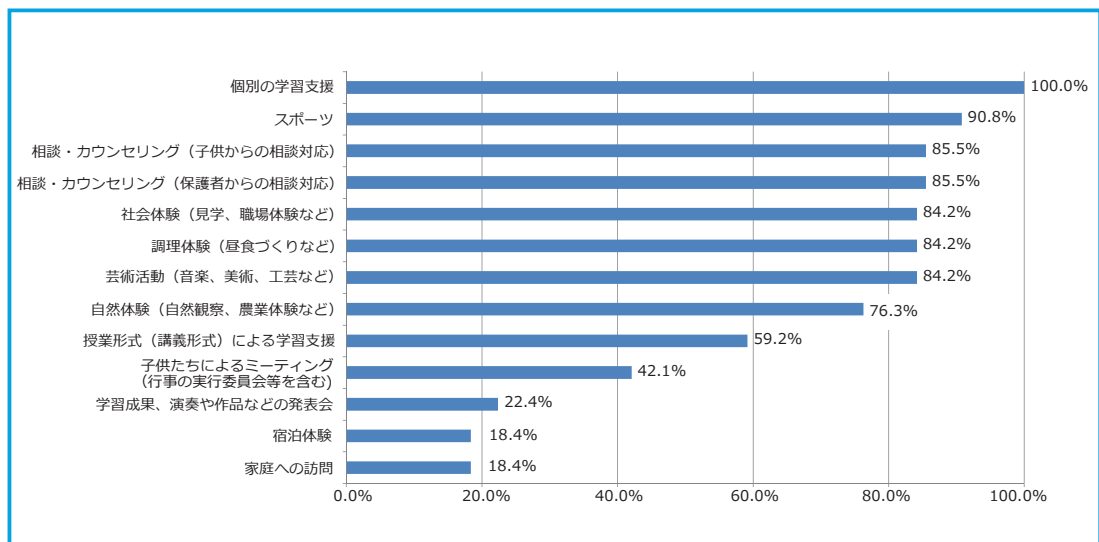
なお、心理や福祉の専門家の配置がない教育支援センターでは、カウンセリングや保護者への支援について、域内の教育相談所（室）や教育委員会指導室（課）等と連携して実施している状況がある。

4 活動内容等

(1) 指導内容の特徴

全ての教育支援センターで教科学習に取り組んでおり、指導に当たっては、「個別の学習支援」の形態をとっているとともに、「授業形式（講義形式）による学習支援」も併せて行っているところが59.2%である。「スポーツ」の取組は90.8%と、ほとんどの教育支援センターで行われている。「相談・カウンセリング（子供からの相談対応）」と「相談・カウンセリング（保護者からの相談対応）」は、いずれも85.5%の教育支援センターで実施している。「社会体験（見学、職場体験など）」は84.2%、「自然体験（自然観察、農業体験など）」は、76.3%の教育支援センターで実施している。〈図表12〉

図表 12 教育支援センターの指導内容（平成 26 年度）



（複数回答）（n = 76）

【教育支援センター（適応指導教室）に関する実態調査（文部科学省）（平成 27 年）より東京都分を抽出して作成】

なお、体験活動の計画の立案や講師の手配など、体験活動を充実させるための準備・運営には多くの作業や調整を伴う反面、教育支援センターの指導員の配置数は、十分とは言えないという声がある。また、スポーツなどの運動を行うに当たっては、運動に適した施設の状況や指導員の経験の程度等により、活動内容が制限される場合がある。

(2) 指導形態及び指導時間

週ごとの時間割を決めている教室がほとんどであり、午前中に学習、午後に集団活動や特別活動を行うなど、児童・生徒の実態に配慮した構成となっている。

なお、学習内容については、個別の学習指導計画を作成せずに、自学自習の形態で行っているところが多い。

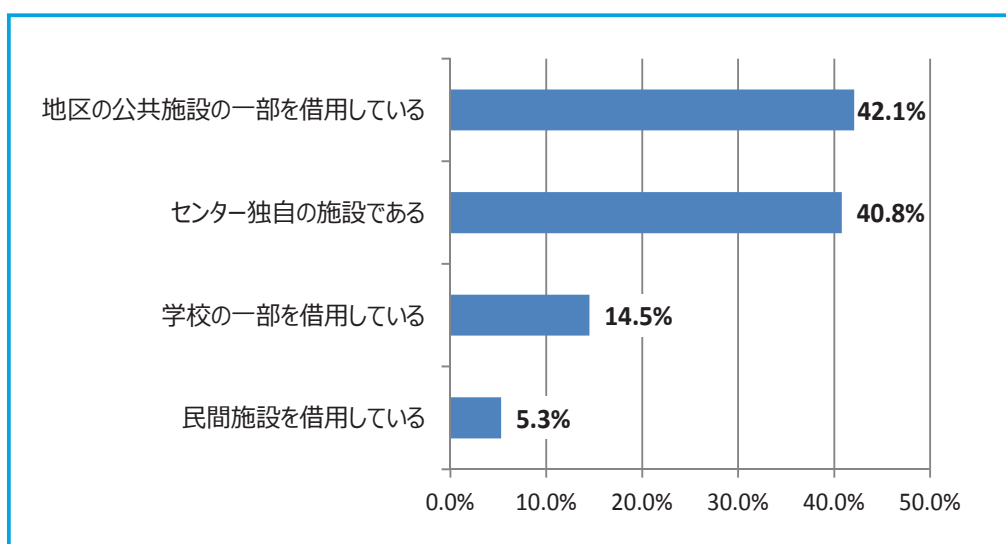
また、学習教材については、ほとんどの教育支援センターで教科書を使用し、その他市販の教材や指導員が作成した教材も多くの教育支援センターで使用されている。

5 施設

(1) 施設の所有

教育支援センターの施設は、地区の図書館など教育関連の公共施設の一部を借用しているところが42.1%、教育支援センター独自の施設が40.8%となっている。また、学校の空き教室を新たに改修するなどして、教育支援センターとしたところは14.5%である。〈図表13〉

図表13 施設の所有（平成26年度）



(n = 76)

【教育支援センター（適応指導教室）に関する実態調査（文部科学省）（平成27年）より東京都分を抽出して作成】

(2) 施設面での課題

対人関係で課題があったり、小集団にも入れなかったりする児童・生徒のための、個別指導ができる場所の設置が十分ではない施設が多い。

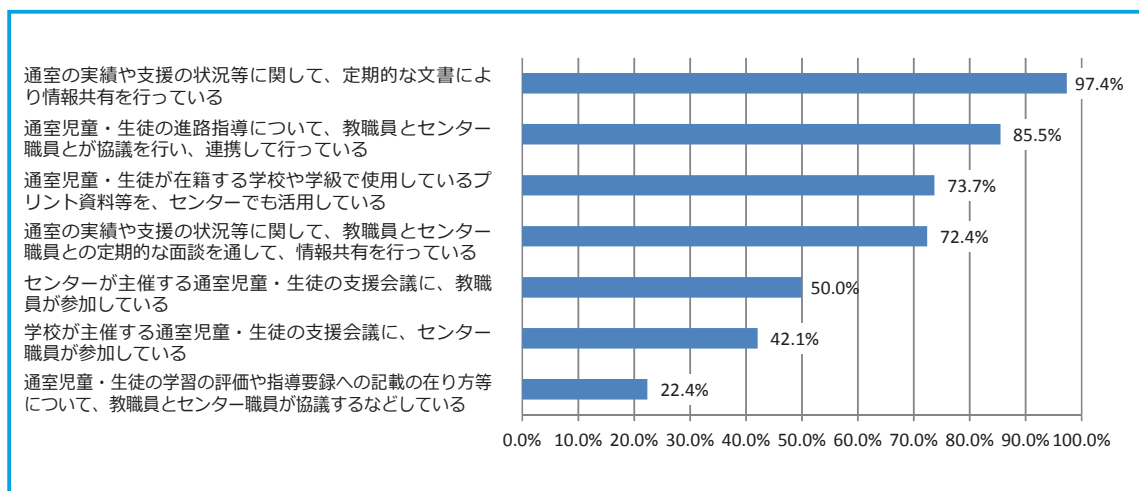
また、施設の広さや区画数が十分ではないため、異なる学年の児童・生徒が、同室で学習している状況にある。

6 区市町村教育委員会で実施している支援

(1) 学校との連携

ほとんどの教育支援センターで児童・生徒の在籍校と文書や面談、電話等により、出席状況等の定期的な情報共有を図っている。しかし、「学校が主催する通室児童・生徒の支援会議に、センター職員が参加している」ところは42.1%、「通室児童・生徒の学習の評価や指導要録への記載の在り方等について、教職員とセンター職員が協議するなどしている」ところは22.4%である。〈図表14〉

図表14 学校との連携内容（平成26年度）



(複数回答) (n = 76)

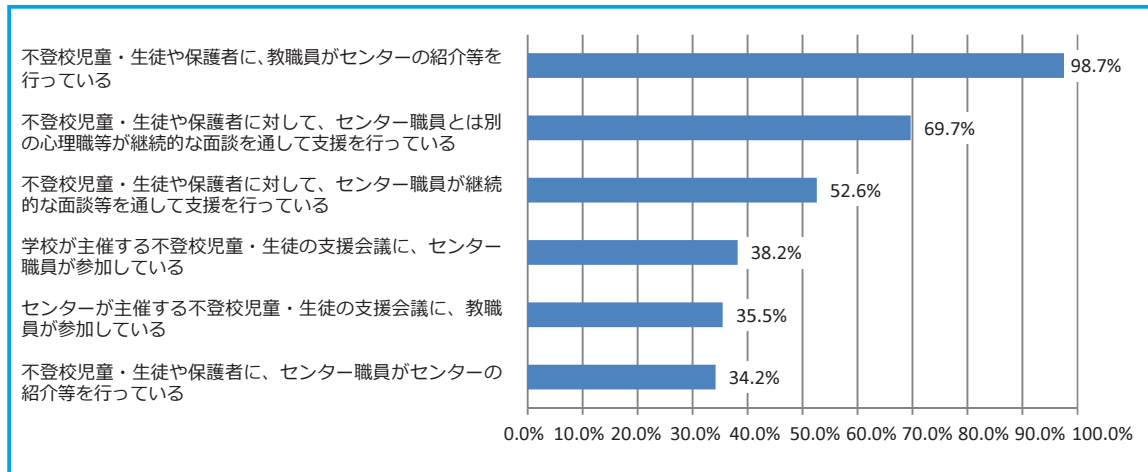
【教育支援センター（適応指導教室）に関する実態調査（文部科学省）（平成27年）より東京都部分を抽出して作成】

上述のとおり、定期的な情報の共有は行われているが、支援会議に参加し、詳細な支援内容の協議を行うことなどについては、十分ではない状況にある。

また、在籍校における連携の窓口は、担任や生活指導主任であることが多いと考えられるが、これらの教員が一人で情報を抱えてしまうと、管理職や教員間で共有されなくなるおそれがある。

さらに、教育支援センターにつなぐための連携については、ほとんどの場合、児童・生徒や保護者に対して、学校が教育支援センターの紹介等を行っている。また、教育支援センターとは別にある、教育相談所（室）に所属している心理職等が、継続的な面談を行っているケースも多くある。〈図表15〉

図表 15 教育支援センターにつなぐための連携（平成 26 年度）



（複数回答）（n = 76）

【教育支援センター（適応指導教室）に関する実態調査（文部科学省）（平成27年）より東京都部分を抽出して作成】

（2）外部機関との連携

多くの教育支援センターでは、必要に応じ、子ども家庭支援センターなどの福祉機関と連携しており、医療機関との連携を行っているところもある。

また、教育委員会（指導主事、スクールソーシャルワーカー、教育支援センターの指導員等）と子ども家庭支援センターなどの福祉機関が、定期的な連携会議を設けて、教育支援センターに登録している児童・生徒に関する情報を共有し、その後の対応に生かしているケースがある。

さらに、フリースクール等の民間施設・団体と連携し、不登校児童・生徒に対する居場所づくりなどの取組を、委託事業として実施しているところもある。

（3）保護者への対応

教育支援センターが主催する親の会等において、不登校児童・生徒の保護者同士が話をしたり、教育支援センターでの授業参観や保護者会などの行事に合わせて、教育支援センターの指導員と保護者が面談する機会を設けたりしているケースがある。

7 教育支援センターの機能充実にに向けた必要な視点

ここまで示してきた現状と課題から、今後の教育支援センターの充実方策に向けて、以下のような視点が必要になる。

(1) 一人一人の児童・生徒の多様な課題に対応する

不登校は、特定の児童・生徒に起こるのではなく、「どの児童・生徒にも起こり得ること」として捉える必要がある。

また、不登校の状況が継続し、結果として在籍校等における十分な支援が受けられない状態が続くことは、本人の社会的自立のために望ましいことではない。このため、不登校を社会的自立に向けた進路の問題として捉えることが適当である。

不登校に至る要因は多様・複雑であり、その回復の道のりは一様ではない。

例えば、教育支援センターに通う児童・生徒の状態も多様であり、教育支援センターに通うこと自体、精一杯の状態の児童・生徒がいる一方、教育支援センター内であれば、他の児童・生徒と一緒に活動することができる児童・生徒もいる。また、その中でリーダーシップが取れる児童・生徒がいたりするなど様々であり、不登校の回復に向けたステップも、児童・生徒の状態に応じて多様かつ複雑である。

個々の児童・生徒は、不登校となったきっかけや不登校の継続理由が異なることから、それらの要因を的確に把握し、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げるなど、一人一人の児童・生徒に応じたきめ細かな支援策を策定することが不可欠である。

現在、教育支援センターでは、通うかどうかを検討している不登校児童・生徒を対象に見学や体験の機会を設け、当該児童・生徒が通う場所として適しているかどうかについて、児童・生徒本人や保護者と相談の上、受入れの可否を決定している。

教育支援センターには、様々な状態の児童・生徒を受入れられるよう、支援内容を整えておくことが求められている。

なお、区市町村によっては、児童・生徒の状況確認や相談対応などについて、教育支援センターとは異なる機関で実施するなど、その地区に応じた役割分担の下、支援体制を工夫して取り組んでいるところもある。

こうしたことから、不登校児童・生徒への対応を無理に教育支援センターへ集中させるのではなく、関係機関とのネットワークを最大限に生かして取り組んでいく方が、有効な場合があることにも留意すべきである。

重要なのは、一人一人の児童・生徒の状況を教育支援センターが十分に把握した上で、個々の状態に適した支援を行うことができるようにしておくことである。

(2) 児童・生徒が自ら選択する目標を見据える

児童・生徒が自らを見つめ直し、目指すべき将来の自分の姿が明確になっている場合には、これを支援していくことが重要である。

また、児童・生徒が自らの進路について、どのような目標をもつかについては、支援を通じ、最終的に本人が決めるものであるという認識に立って、適切に支援することが大切である。

児童・生徒の将来の社会的自立を見据えた場合には、基礎的な学力や社会性を身に付けていくことが不可欠である。

このため、仮に不登校という状態にあっても、学校以外の場において行う多様な学習の機会を確保することが大切である。

また、児童・生徒が社会的自立に向けて備えるべき力は様々である。このため、教育支援センターでは、学校の教科の補充指導だけでなく、例えば、進学して上級学校で学んでいく力、共同して何かを成し遂げる力、就職し社会人として生活していく力などを、児童・生徒が身に付けられるような指導が必要となる。

(3) 児童・生徒と保護者の状況に寄り添う

不登校に至った初期段階の児童・生徒は、自らもどうしたらよいのか分からず不安な状態にある。また、保護者も我が子を心配し、同様に不安な状態になっている。このため、不登校という状況を改善していくには、児童・生徒のみならず保護者にも、現在はエネルギーを蓄える時期であるなどの心理教育的な助言を行って安心してもらい、心身の安定を図ることが不可欠である。

相談に当たっては、在籍校や教育支援センターをはじめとした、不登校状態の改善に向けて支援に当たる全ての関係者が、不登校児童・生徒及び保護者の状況を把握し、その心情に寄り添い、共感的な理解と受容の姿勢をもつことが必要である。

こうした姿勢をもつことは、児童・生徒の自己肯定感を高めたり、保護者の意識を啓発するきっかけとしたりするためにも重要である。

第2 不登校児童・生徒に必要な支援内容

前述第1を踏まえ、児童・生徒の不登校の状況や時期に応じて、主に以下の五つの支援内容を整える必要がある。〈図表16〉（22ページ参照）

1 ひきこもり状態の改善

不登校となり、どの機関ともつながらず、長期間にわたり家庭にひきこもっている状態は、その児童・生徒の心身の健康のみならず、将来の社会的自立に向けて、必要な力を育む機会を失ってしまうこととなる。このため、たとえ学校に行くことができなくとも、何らかの形で社会とのつながりをもたせることが大事である。

このため、まず、ひきこもりの状態から教育支援センター等の再チャレンジを図る場へとつなげていくことが必要である。

例えば、スクールソーシャルワーカー等からなる支援チームを構成し、福祉等関係部署・関係機関との間で対策を検討した後、教員や訪問支援員などが家庭を訪問するなど、児童・生徒や保護者の気持ちに寄り添った相談や支援を行う中で、徐々に状態が改善されていくことが期待される。

場合によっては、児童相談所のメンタルフレンドや、東京都教育相談センターの学生アドバイザースタッフ等を活用するなど、関係機関と連携を図ることで、より広域的・重層的な支援も期待できる。

また、ひきこもり状態の長期化は、社会的な自立を一層難しくするため、区市町村教育委員会は学校と連携し、早期に支援を開始することが望ましい。

ひきこもりの状態にあった児童・生徒が、教育支援センターに通い始める際には、まず、その児童・生徒の心をサポートするため、安心できる居場所としての機能を果たし、児童・生徒が興味・関心をもてるような活動を企画し、参加する機会を提供していくことが重要である。

その上で、児童・生徒の自己肯定感を高めるとともに、興味の範囲を広げ、将来の自分について考える機会を設けるなどして、学習への意欲を高めていくことが必要である。

なお、私立学校等に通う児童・生徒がひきこもり状態となった場合は、各区市町村教育委員会での受入れ等の対応がそれぞれ異なり、保護者が相談先を探すのにも苦慮するケースがある。このため区市町村教育委員会は、私立学校等の不登校児童・生徒についても、ひきこもり状態の改善に向けた支援や、教育支援センターへの入室の希望があれば、その対応を積極的に検討することが望まれる。

2 アセスメントの実施

児童・生徒が不登校となる背景や直接的なきっかけは様々である。また、不登校状態が継続すると、時間の経過とともに不登校の要因は変化し、学習の遅れや生活リズムの乱れなどの要因も加わることで、改善の困難度が増し、在籍校に復帰しづらくなる。

このような状況を踏まえると、不登校児童・生徒への支援に当たっては、できる限り早期に児童・生徒の心の状態を十分に理解し、その置かれている環境等を把握・分析した上で、状態の見極め（アセスメント）を開始することが大切である。

その際、支援を行う複数の関係者が、児童・生徒や家庭の状況はもとより、本人の希望や、今後について具体的にどのようにしたいと考えているのかななどを丁寧に把握し、支援の方向性を多面的に検討する過程を通じて、共通理解を図ることが必要である。

また、早期に不登校の兆候を捉えることも重要である。そのためには、学校が児童・生徒の変化に気付くことが必要であり、日頃の行動観察を通じて記録等をとっておくことが大切である。こうした記録は、アセスメントの際の貴重な資料となる。

記録する内容は、学校生活における本人の行動観察だけでなく、学級やクラスメイトの様子、さらには保護者との連携等により、家庭の様子や友人との関わりなどの情報も収集することが必要である。

都教育委員会では、児童・生徒の情報共有を図るためのツールとして、平成20年度に、「個別適応計画書」の様式例を区市町村に示している。また、国では、乳幼児期から小・中・高までの支援情報を「児童生徒理解・教育支援シート（試案）」に記載し、これを引き継いでいくなどの取組を行うよう、平成28年9月に都道府県宛て通知している。

今後、「個別適応計画書」の名称や形式等の改訂を含め、不登校児童・生徒の状況に応じ、適切な支援を進めるための新たな支援シートの開発や、その活用に向けた取組の検討が求められる。この際、学校や担任に負担が掛からないような工夫が必要である。

アセスメントを行うに当たっては、学校が把握している様々な情報に加え、保護者はもとより、心理職やスクールソーシャルワーカー等の専門家から得られた情報を共有し、状況を把握・分析することが大切である。

なお、不登校児童・生徒の状態を医療の面からも的確に把握するためには、医師による診断が必要となることにも留意すべきである。

さらに、教育支援センターの職員が、アセスメントの関係者として加われるようになると、より客観的・多角的な視点から、教育支援センターへつなぐ適切な時期を見極めることが可能となる。

3 社会的自立に向けた支援

不登校児童・生徒の課題解決に当たって、社会的自立に向けた支援を図るために、教育支援センターには、次の機能を充実させることを期待する。

<居場所機能>

継続的に教育支援センター等へ通うことができるようにするための支援機能

<学習機能>

在籍校への復帰や進学後の学習等に支障を来さないための支援機能

<社会への適応支援機能>

在籍校への復帰だけでなく、将来の社会的自立に向けて必要な支援機能

なお、児童・生徒の不登校からの回復状況やそのスピードは個々に異なるが、いずれの児童・生徒に対しても、それぞれの状況、状態に応じた十分な支援を行うことが大切である。

例えば、教育支援センターに登録された当初の児童・生徒には、心地良く、安心して学習できる場所・環境が必要であることに留意すべきであるが、継続して通えるようになった児童・生徒には、社会的自立に向け、教科学習、スポーツ活動や芸術活動、社会的活動や自然観察などの体験活動、保護者や児童・生徒への相談対応・カウンセリング等を、状況に応じて効果的に実施していくことが必要である。

4 保護者への支援

教育支援センターは、保護者への支援として、登録の有無にかかわらず、不登校となってから回復後の一定期間まで一貫して支援を継続する必要がある。

不登校児童・生徒の保護者は、学校に行かない我が子に対して、焦りやいら立ちを感じやすいものである。我が子を心配する余り、保護者が過干渉となる場合もある。

不登校の状態を改善するためには、保護者の果たす役割や影響力が非常に大きいことから、保護者の気持ちに寄り添いつつ、児童・生徒の社会的自立に向けてどのようなことをすればよいのかなどについて、保護者の意識を高めていくようにするべきである。

家庭が児童・生徒にとって安心できる場所になれば、児童・生徒も気持ちが落ち着き、前向きな姿勢や考え方に変容してくることが考えられる。

例えば、教育支援センターの職員との面談を繰り返す中で、児童・生徒の状況を受け止め、不登校からの回復を目指して、教育支援センターと協力関係を築くことができている保護者もいる。このような場合には、児童・生徒の状況の改善にも効果が見られることが多い。

また、具体的に保護者を支援するタイミングとしては、不登校になり始めた状態、ひきこもっている状態、教育支援センターに登録はしたものの通うことができない状態、順調に教育支援センターに通うことができるようになった状態など様々である。これらの状況に応じて、きめ細かに行っていく必要がある。

保護者への支援の方法は、電話相談、来所相談を行うほか、実際に家を訪問するなどのアウトリーチ型の支援が有効である。

アウトリーチ型の支援による相談・指導は、教育支援センターや教育相談センター、教育委員会指導室（課）の役割分担を前提に、相互が連携し、地域、児童・生徒の状況に応じて実施することが望ましい。

5 フォローアップ支援

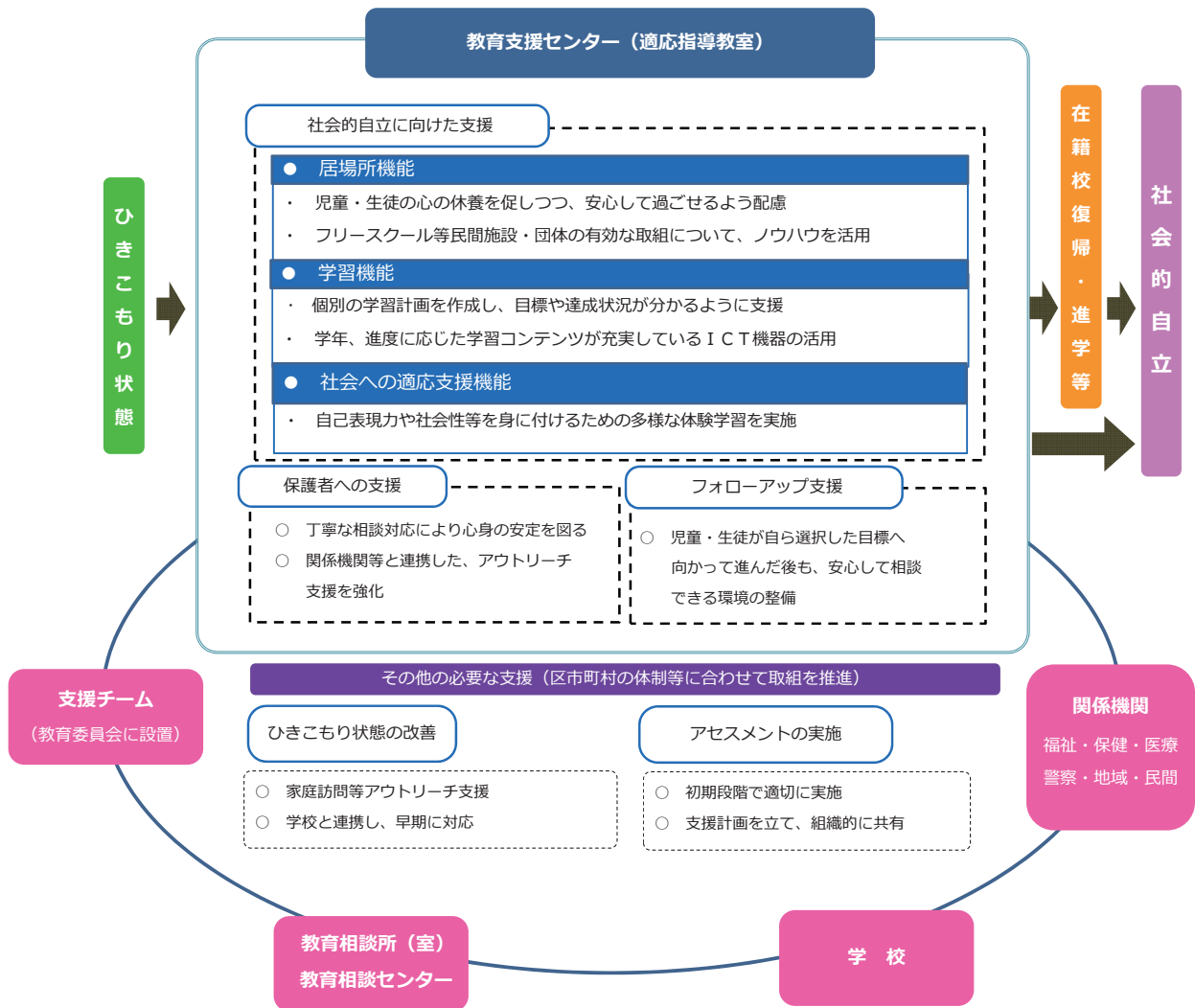
義務教育段階で不登校となり、在籍校や教育支援センター等で支援を受けた後、自ら選択した目標へ向かって進んだ児童・生徒の中には、そこで再び悩みを抱える者もいる。

在籍校や教育支援センターには、そうした児童・生徒が気兼ねなく相談に訪れ、悩みを打ち明けて相談できるような環境を整えたり、再びチャレンジしようとする意欲を取り戻すための支援を行ったりすることが望まれる。こうしたフォローアップ支援は、児童・生徒が再び社会とのつながりを失うことを未然に防止することにもなる。

また、中には、中学校卒業後に進学も就労もしていない者、上級学校へ進学したものの学校に通うことができない者、やむを得ず高等学校を中途退学した者等も含まれていると考えられることから、これらの生徒等に多様な進学・職業訓練等の機会を与えたり、社会的自立に向けた支援を行うことができる機関につないでいくことが必要である。

関係機関等との連携を密にして、上述のような生徒等に情報提供を行うなど、社会とのつながりを絶やさないための適切な対応が必要不可欠である。

図表16 教育支援センター等による不登校児童・生徒に必要な支援内容〈イメージ〉



第3 教育支援センターが備えるべき支援内容

前述第2では、不登校児童・生徒に必要な支援について述べてきた。

一方、都内における教育支援センターでは、保護者への支援の実施に当たり、アウトリーチ型の支援により相談を行うことができる体制が教育支援センター内に整備されている所は少ない状況にあり、児童・生徒が順調に教育支援センターへ通っている場合に限り、保護者会の実施や、個別相談等を来所又は電話で対応しているところが多い。また、教育支援センター登録前や、登録しても通うことができない場合の保護者への支援は、教育支援センター以外の機関が担当していることが多い。

本検討委員会において教育支援センターが備えるべき支援内容を検討するに当たって、前述第2で記した五つ全てを提供できているところは少ないことから、区市町村ごとに教育支援センターの規模や体制等が異なる現状を踏まえることが大切であるという前提に立つこととした。

こうしたことから、少なくとも教育支援センターが担うべき支援内容は、前述第2の3、4及び5に掲げる「社会的自立に向けた支援」、「保護者への支援」、「フォローアップ支援」の三つを備えておくべきである。

なお、「ひきこもり状態の改善」、「アセスメントの実施」については、教育委員会指導室(課)、教育相談所(室)、児童相談所、保健所、病院、子ども家庭支援センター等の関係機関が、教育支援センターと連携し合いながら、五つの支援内容の全てを一体として実施していくことが必要である。

例えば、次のような事例がある。

<品川区>

不登校に関する対応は「教育総合支援センター」を総合窓口として一元的に扱っている。また、学校支援チーム(福祉職・心理職・警察OB)、指導主事(教育職)、教育相談室及び特別支援教育係、適応指導教室を同センターの組織として位置付け、相互に児童・生徒の情報を共有するなど連携した取組を実践

<練馬区>

不登校に関する対応を「学校教育支援センター」の学校支援係で受け、統括指導主事、学校支援係、スクールソーシャルワーカー等からなる支援方針検討会議により、同センター内組織である教育相談室、適応指導教室、居場所支援事業、また、子ども家庭支援センター、福祉事務所等へ接続するシステムを実践

第4 不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援の充実方策の在り方

教育支援センターが少なくとも備えておくべき三つの支援内容「社会的自立に向けた支援」、「保護者への支援」、「フォローアップ支援」のうち、教育支援センターの中核的な支援機能であり、児童・生徒にとっても特に大切な役割となるものが、「社会的自立に向けた支援」である。

「社会的自立に向けた支援」としては、不登校の状態にある児童・生徒の置かれている状況が多様であることを踏まえると、大きく以下の三つの機能が必要であり、それらを充実させていくことが重要である。

1 居場所機能の充実

不登校の初期段階では、自己肯定感が著しく低下していることが多い。まずは、その回復を図る観点から、児童・生徒との信頼関係の構築に力点を置き、心の休養を促しつつ、児童・生徒が安心して過ごせるように配慮することが大切である。

同時に、不登校の要因となっている問題や課題を把握し、児童・生徒自らがそれら乗り越えていけるように、支援者が傍らにいて支えていくことが重要である。

また、ひきこもりの状態にあった児童・生徒にとっては、教育支援センターへ通うことが、予想以上に高い心理的ハードルとなっている場合がある。このような場合には、自分を見つめ、自己理解を図ることができるような取組からスタートするのがよい。教育支援センターが児童・生徒にとって心のよりどころとなり、少しでも気軽な気持ちで通うことができるようなプログラムが必要である。

自己肯定感をどれだけ育むことができたかが、その後の学校復帰や、児童・生徒自身の目標設定に大きく影響する。児童・生徒の自己肯定感を高める取組としては、芸術、スポーツといった体験的な活動プログラムの充実を図るとともに、個々の児童・生徒の心理状態等に応じた個別の支援プログラムが必要である。

また、人との関わり方が苦手であり、自分から何を話していいかわからないという悩みを抱えていたり、他人からの指摘をどのように受け止めていいかわからない状態の児童・生徒も多い。このような児童・生徒には、コミュニケーションスキルを身に付けさせることが大切である。

<取組例>

ゲームや簡単な遊びから、支援員が活動に加わりながら地道に寄り添い、いつでも相談できる状況を設定していくと、児童・生徒に少しずつ変化が現れ、笑顔が見られるようになってきたり、口数が増えてきたりする事例もある。

また、教育支援センター内の取組だけでなく、地域に密着したイベントや祭りなどを活用することで、より多くの大人から励まされたり、開放的な雰囲気の中で積極性が後押しされたりする機会が得られるようになる。

居場所機能の充実に当たっては、心理的サポートのほか、話し相手となる年齢に近い大学生の活用などが有効である。また、既に一部の教育支援センターでは、居場所づくりに優れたノウハウを有するフリースクールと協働している事例もある。例えば、居場所スペースの運営を民間団体に委託したり、双方で連携協議会を組織し、フリースクールが体験活動を、教育支援センターが学習活動を分担したりしていることなどが挙げられる。

このような事例を参考として、児童・生徒への支援を充実させることも有効である。

2 学習機能の充実

不登校児童・生徒が在籍校に復帰できない大きな原因の一つとして、勉強が分からず授業についていけないため、学習内容の定着が図られないという状況が考えられる。

在籍校に通うことができない状態にあったとしても、社会的自立に必要な基礎学力は身に付けておくことが必要である。このため、教育支援センターにおける学習機能の強化は重要である。

そのためには、個々の児童・生徒の学力の状況を把握し、個別の学習計画を作成した上で、目標や達成状況が分かるような仕組みを設けることが有効である。

また、指導に当たっては、学ぶ喜び、分かった喜びを実感できるような、学習意欲を高めていく取組が効果的である。

さらに、児童・生徒の意欲を引き出しながら、個別学習により学力を高め、自分のペースで学ぶ力が付いたら次の段階として、在籍校への復帰や上級学校への進学に向け、集団の中で学ぶ力を身に付けていくことが必要である。例えば、複数の児童・生徒がいる中で同じペースで学んでいく力、あるいは協調し合いながら学んでいく力などである。特に中学校第3学年になると、進学を意識する時期に当たるため、そのことを視野に入れたプログラムの導入を図っていく必要がある。

このような取組を進めていくためには、各教科の教員免許を持った指導員等を配置し、指導体制を整えることが重要である。

また、学力が不十分であったり、必ずしも毎日、教育支援センターに通うことができなかつたりする児童・生徒もいることを考慮すると、例えば、多様な学年、学習進度に応じた学習コンテンツが充実しているICT機器等を活用する学習支援も有効である。

ICT機器は、全ての教科に対応したコンテンツが提供できるため、基礎・基本の定着に向いていること、また、教育支援センターに通わない日であっても、家庭学習に取り組むことができたり、児童・生徒の状態を把握できるコミュニケーション・ツールになり得ることなどの利点がある。

3 社会への適応支援機能の充実

在籍校への復帰だけでなく、将来の社会参加に向けて新たな一歩を踏み出すために、自分の適性を発見し、自己表現する力を養ったり、社会性等を身に付けたりする取組が重要である。

そのための取組として、体験学習が適している。体験学習を通じ、自らの役割を自覚しながら自発的に行動を起こしたり、自分はこのようにところで役に立っているという有用感を実感したりすることが大切である。

例えば、月ごとに特別なプログラムを用意し、児童・生徒が学習や体験等の活動を選べるとよい。社会的に自立するということは、自分で自分のことを決めることであり、また、自身の進路を選択することである。プログラムの中には、このような過程を経験していけるような工夫が大切である。

また、将来的に仕事をするときの段取りなど、先を見通す力を培うことが必要であり、日々の活動の中に先のことを考えた計画的な行動を促していくことも重要である。例えば、調理実習をプログラムに組み込むことは、物事の順番を考えるときに必要な力を付ける視点から有効である。

一方、家庭にひきこもっていた児童・生徒は、体を動かす機会が十分ではなかったと考えられることから、運動という視点も指導内容に入れていく必要がある。

体を動かして汗をかくことは、体力を増進させることに加え、体の緊張を解きほぐし、リラックスすることができるなどの効用がある。また、一人ではなく仲間と行う運動は、コミュニケーション能力の涵養^{かんよう}に効果がある。

なお、児童・生徒間の運動能力が異なることに留意する必要がある。同じ体を動かす行為でも、運動能力等に応じ、いわゆるスポーツではなく、リズム体操などの簡易な動作を取り入れることが、より多くの児童・生徒の参加を促すことにつながる。

また、運動だけでなく、歌うことや美術作品の制作などをプログラムに取り入れると、発表を通じて自分の行動に自信を深められる効果が期待できる。

第5 教育支援センターの体制の在り方

これまで述べてきた不登校児童・生徒への支援を適切に実施していくためには、教育支援センターの人員体制や施設・設備を整える必要がある。

1 指導体制

(1) 職員及び運営体制

教育支援センターでは、教科指導や体験活動の実施、児童・生徒の心の面からのサポート、保護者への相談支援など、多岐にわたる支援が求められる。

また、不登校児童・生徒は、他者とのコミュニケーションに苦手意識や不安があったり、自信を失っていたりすることが多く、そのような面での配慮も必要である。

こうしたことから、児童・生徒にとって、コミュニケーションを取りやすい若手の指導員、不登校に関する知識や理解、対応経験のあるベテランの指導員、悩みを理解・共有できる指導員、心理等の知識を有する指導員など、年齢や経験などを考慮し、バランス良く任用することが望ましい。

さらに、教科指導において十分な指導を行うことができるよう、必要な教員免許を持った指導員等を配置することも必要である。

しかしながら現状では、不登校児童・生徒への心理理解や対応ノウハウが十分でない指導員も散見される。この原因としては、非常勤職として、一年度間の雇用形態が多いため、長期間をかけての育成が難しいことなどが考えられる。このため、短期間でも一定のスキルアップを図ることができるような仕組みを構築する必要がある。例えば任用時において、教育支援センターにおける役割を正確に理解させるとともに、経験豊富な指導員によるOJTや、スタッフミーティングを活用した事例研修の実施などである。

加えて、個別の教育支援計画又はアセスメントについて検討する際、対象の児童・生徒について、スタッフ全員での話し合いを繰り返し行うことにより、互いの専門性を徐々に高めていくことも有効である。

指導員以外にも、児童・生徒の話し相手となる学生や地域のボランティアを活用するなど、地域の実態に応じた指導体制を構築することが重要である。

その上で、医師、心理職やスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフを教育支援センターの教育活動の中に位置付け、指導員との間で適切な役割分担を図るなど、専門スタッフが専門性や経験を発揮できる環境を充実していくことも必要である。

教育支援センターの果たすべき役割である、児童・生徒の社会的自立に向けた支援を計画的に行うためには、指導員や専門スタッフ等の多職種で組織される教育支

援センターがチームとして機能するよう、支援プログラムの編成や人材の効果的な活用をマネジメントする人材が不可欠である。このため、マネジメントを担当する人材の配置と育成を図っていかなければならない。育成に当たっては、教員向けの研修に教育支援センターの職員も参加するなど、既存の研修を活用することも有効である。

また、不登校になると、児童・生徒の健康状態を確認する機会を逃がしてしまうことが懸念される。不登校の状態であっても、医師との連携等により、確実に定期健康診断を受けられるような体制を構築することが望まれる。

(2) アセスメントの実施体制

区市町村教育委員会が、不登校児童・生徒を、在籍校への復帰や進学等へつなぐためには、不登校に至った過程や要因を丁寧に把握した上で、計画的・継続的に支援を行うことが必要である。

そのためには、学校が適切なアセスメントを行い、心理職やスクールソーシャルワーカー等からなる支援チームとも協力して、個別の支援計画を立てることが重要である。

また、どこにも相談に行けず、ひきこもり状態にある児童・生徒を、学校が教育支援センターにつなぐためには、受入れる側の教育支援センターにおいても、情報を最大限活用できるような仕組みづくりが必要である。

こうしたことから、あらかじめ学校が把握している児童・生徒の状態・状況に関する情報を、定期的な打合せなどを通じて教育支援センターと共有し、教育支援センター側においていつでも受入れ可能な準備態勢を整え、支援を求められた場合には、速やかに対応できるようにしておくことが重要である。

さらに、教育支援センターに通うようになった後も適切な支援ができるよう、学校や家庭と情報共有しながらアセスメントに努め、支援計画を柔軟に修正していくことが大切である。

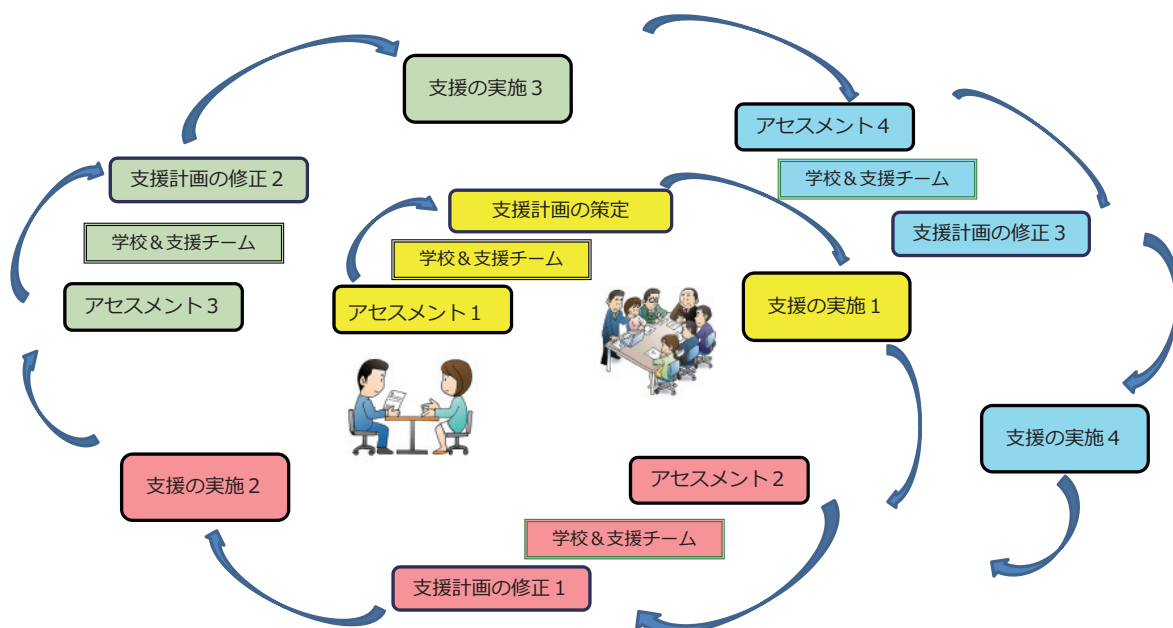
こうしたことから、教育支援センターの職員は、教育支援センターに通う児童・生徒の支援のみでなく、日頃から学校との情報共有を行い、学校に対して必要な助言・関与ができるような関係を築くことが重要である。

教育支援センターの職員が、不登校児童・生徒のアセスメントを行う関係者として、教育支援センター登録前後のいずれの段階においても関わることにより、アセスメントの内容が深まり、一層効果的な支援につなぐことができるものとする。

<具体例>

- ① 教育委員会内に、心理職やスクールソーシャルワーカー等からなる支援チームを設置する際、教育支援センターの職員をそのチームの一員とする。
- ② 学校は、毎月、既に不登校であったり、不登校の前兆が見られたりする児童・生徒について、その氏名、学年、欠席日数、児童・生徒の様子、学校の対応などを記入した基礎リストを教育委員会へ提出する。
- ③ 支援チームは学校を巡回し、教育委員会へ提出された基礎リストを基に、個々の児童・生徒に関するアセスメントや、今後の支援計画の立案に向けた助言を行う。
- ④ 学校と支援チームは、教育支援センター登録前後のアセスメントも行い、P D C Aサイクルを活用しながら支援計画を策定・修正する。
- ⑤ 児童・生徒の状態・状況、学校の様子や家庭の様子、学校の行事予定など様々な変化をとらえてアセスメントを繰り返し、それに伴い支援計画の修正をしながら支援を継続する。 <図表17>

図表17 不登校児童・生徒のアセスメントと支援計画の策定<イメージ>



2 地域との連携

「居場所機能」や「社会への適応支援機能」（24～26ページ参照）における指導内容の充実を図るためには、児童・生徒の心の休養や自己肯定感の回復を促すとともに、児童・生徒の意欲や興味・関心を高められるような、体験学習を充実することが効果的である。

そのためには、多様で効果的な学習内容を提供する必要があるが、指導員だけで内容を検討し指導するには、限界がある。

一方、専門的な知識や技能を有する地域人材の中には、地元への愛着心から、教育支援センターの運営に対し、積極的かつ協力的な人もいる。

不登校児童・生徒が、このような大人と触れ合うことは、新たな分野への興味・関心が高まるとともに、互いに同じ地域に住む者としての気軽さから、円滑なコミュニケーションを図る機会として大いに期待できる。

このため、地域で活動する書道、美術、農業等に優れた人材の知識、経験、ノウハウ等を活用することも有効である。

こうした地域における人材を活用した体験学習を複数用意し、月に数回程度の特別なプログラムとして、児童・生徒が自ら講座を選択できるようにすることで、児童・生徒が将来、進路を決定していく力の育成にも効果が期待できる。

3 施設環境の整備

不登校児童・生徒の状態に応じた適切な指導を行うためには、集団で活動する場所、個別に学習する場所、相談室、クールダウンやリラクセスできる部屋、職員室等、児童・生徒の指導に応じた場所を備えることが望ましい。

なお、これらの施設は、保健衛生上及び安全管理上、相談・指導を行うために適切な環境となるよう整備しなければならない。

また、児童・生徒が運動を行うことができるようにすることも大切である。このため、運動場を備えるなど、スポーツ活動や体験活動などの実施に関する配慮が必要である。スペースの確保が困難な場合は、積極的に近隣の公共施設、体育館や公園の活用を検討することが望ましい。

第6 学校及び他の関係機関との連携

1 学校との連携

学校との連携を強化するためには、担任と指導員のみが関わるのではなく、管理職も含めた組織的な連携体制づくりが必要である。

また、担任等が教育支援センターを訪問し、児童・生徒に対して学校での出来事を伝えたり、今後の行事予定について情報提供したりするなど、児童・生徒に在籍校とのつながりを意識させるための取組を継続的に行うことも大切である。

2 他の関係機関との連携

前述した、教育支援センターに望まれる五つの支援内容が有効に機能するためには、区市町村の教育相談所(室)と教育支援センターの双方が、十分に連携することが重要である。

また、児童・生徒や家庭における様々な状況にも対応できるよう、主任児童委員、保護司、児童福祉司、保健所職員、発達障害者支援センター職員、医師など、福祉、保健、医療、その他の関係機関の担当者との情報交換を定期的に行うなど、顔の見える関係を構築していくことも大切である。

さらに、児童館などのコミュニティスペースが、不登校児童・生徒の居場所として効果的に機能している状況から、こうした多様な公的機関と連携を図ることについても考慮すべきである。

フリースクール等民間施設・団体においても、不登校児童・生徒への居場所づくりなどの支援を行っていることから、これらのノウハウを活用するという視点をもつことも大事である。フリースクール等民間施設・団体との連携に当たっては、その取組内容を十分に把握し、関係者との合意形成等を丁寧に進めながら行うことが望ましい。フリースクール等民間施設・団体と連携した取組を実施している教育支援センターの事例を参考にし、集団活動になじめない不登校児童・生徒の居場所づくりを行うなどの取組は有効である。

不登校児童・生徒への対応、教育支援センターにおける指導体制や指導内容などについて、区市町村間の情報共有の場も必要である。

Ⅱ 不登校特例校

第1 不登校特例校の概要

不登校特例校とは、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間、学校を欠席していると認められる児童・生徒を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合、教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校をいう。

不登校特例校を設置するためには、特別な教育課程の編成を希望する学校の設置者である教育委員会、国立大学法人又は学校法人が、文部科学大臣に申請する必要がある。

この制度は、平成15年度に「構造改革特別区域研究開発学校」として始まり、平成17年7月、構造改革特別区域法による特区803「不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業」の全国化により、不登校特例校が指定され、平成28年度現在、10校が指定されている。〈図表18〉

図表18 不登校特例校一覧（平成28年度現在）

学校名	管理機関	事業の概要
八王子市立高尾山学園 小学部・中学部 (平成16年4月開校)	八王子市 教育委員会	不登校児童・生徒のための市立小・中一貫校。学年を超えた習熟度ステップ学習や小学校1・2年次における「総合的な学習の時間」の導入、多様な体験活動などを行う。
京都市立洛風中学校 (平成16年10月開校)	京都市 教育委員会	不登校児童・生徒のための市立中学校。実社会と直結した実践的な体験活動や京都の特性を活かした文化・芸術・ものづくり活動などを行う。
学科指導教室「ASU」 (平成16年4月開校) ※小・中学校	大和郡山市 教育委員会	不登校児童・生徒の学習の場として、学科指導教室「ASU」を設置し、学年を超えた習熟度別指導、児童・生徒の興味・関心に応じた多様な体験活動などを行う。
星槎中学校 (平成17年4月開校)	学校法人 国際学園 神奈川県横浜市	不登校生徒に対し、個別指導計画を作成し、習熟度別クラス編成や体験学習等の導入を行うとともに、授業時数を増やして指導を行う。
鹿児島城西高等学校 普通科（ドリームコース） (平成18年4月開校)	学校法人 日章学園 鹿児島県日置市	「産業社会と人間」、「進路研究（自己理解）」等を学校設定科目として設け、不登校状態がそれぞれ異なる個々の生徒に、きめ細かな指導と弾力性を持った教育を提供する。
東京シューレ葛飾 中学校 (平成19年4月開校)	学校法人 東京シューレ学園 東京都葛飾区	道徳及び特別活動の時間を統合した「コミュニケーションタイム」を新設し、話し合い、共に協力しあいながら、自分達のやりたいことを実現していく方法を学ばせる。
京都市立洛友中学校 (平成19年4月開校)	京都市 教育委員会	学齢超過の義務教育未修了者を対象とする二部学級を設置する中学校。二部学級の生徒とのふれあい等を通して、学習意欲向上と集団への適応を目指す。

日本放送協会学園 高等学校 (平成 20 年 4 月開校)	学校法人 日本放送協会学園 東京都国立市	「生活実習」や「職業技術科目」等により、実習・体験型の学習による達成経験の積み重ねなどを通じて、生徒の社会性や自立性の育成、活動意欲や学習意欲の向上を促す。
星槎名古屋中学校 (平成 24 年 4 月開校)	学校法人 国際学園 愛知県名古屋市	「基礎学力」及び「社会に適應する能力」向上を目指した特別な教育課程を編成し、指導を行う。また、生徒の興味や関心、適性をふまえた学習意欲を高めるための指導を充実するために特別な教育課程を編成し、指導を行う。
星槎もみじ中学校 (平成 26 年 4 月開校)	学校法人 国際学園 北海道札幌市	「ベーシック」及び「ソーシャルスキルトレーニング」を教育課程に位置付け、個々の生徒の学習の到達度に合わせた指導を行うとともに、人間関係の構築に必要なスキルを重点的に指導することにより、「基礎学力」及び「社会に適應する能力」の向上を目指す。

【不登校特例校に関する実態調査（文部科学省）（平成28年）より作成】

【参考】 不登校特例校に関する法令及び国の通知

1 学校教育法施行規則（不登校児に対する教育課程編成の特例）

第56条

小学校において、学校生活への適應が困難であるため相当の期間小学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第50条第1項、第51条又は第52条の規定によらないことができる。

第50条第1項（教育課程の編成）

第51条（授業時数）

第52条（教育課程の基準）

第79条（中学校への準用規定）

2 平成17年7月6日付け17文科初第485号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（通知）

第1 趣旨

今回の改正又は制定の趣旨は、不登校児童・生徒等の実態に配慮し特別の教育課程を編成する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができるようにするものであり、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第2条第3項に規定する規制の特例措置である「不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業」を、同法の定める手続によらずに実施できることとするものであること。

第2 内容

1 学校教育法施行規則及び告示関係

- (1) 学校生活への適応が困難であるため相当の期間小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校（以下「小学校等」という。）を欠席していると認められる児童生徒、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者又は高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者（以下「不登校児童生徒等」という。）を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合、教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施することができることとする。こと。（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第26条の3、第57条の4関係）
- (2) 教育課程の基準によらないで教育課程を編成することができる場合は、文部科学大臣が、不登校児童生徒等の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認めて小学校等を指定する場合とすること。（文部科学省告示第98号関係）
- (3) 施行規則第63条の2ただし書の規定に基づき、教育課程に関し同令の規定によらない場合における高等学校の全課程の修了の認定について、特別の教育課程を編成して教育を実施する高等学校の指定に係る実施計画に従った教科若しくは科目又はこれらに準ずるものを履修し又は習得した生徒について行うものとする。こと。（文部科学省告示第99号関係）
- (4) その他所要の規定の整備を行うこと。

2 指定要項関係

不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する小学校等に関し、以下の項目について指定要項において定めること。

- ① 趣旨 ② 小学校等の指定 ③ 実施 ④ 報告の依頼等
- ⑤ 実施計画の変更 ⑥ 文部科学大臣の是正措置等
- ⑦ 経過措置（指定要項の決定の際現に構造改革特別区域法第4条第8項の規定による内閣総理大臣の認定を受けて特別の教育課程を編成して教育を実施している小学校等に係る経過措置。）

第3 留意事項

- 1 児童生徒について、不登校状態であるか否かは、小学校又は中学校における不登校児童生徒に関する文部科学省の調査で示された年間30日以上欠席という定義が一つの参考となり得ると考えられるが、その判断は小学校等又はその管理機関が行うこととし、例えば、断続的な不登校や不登校の傾向が見られる児童生徒も対象となり得るものであること。
他方、不登校児童生徒等以外の児童生徒については、特別の教育課程の対象にはなり得ないこと。
- 2 特別の教育課程とは、憲法、教育基本法の理念を踏まえ、学校教育法に定める学校教育の目標の達成に努めつつ、施行規則の定めにかかわらず編成される教育課程であること。
- 3 特別の教育課程を実施するにあたっては、不登校児童生徒等の実態に配慮し、例えば不登校児童生徒等の学習状況にあわせた少人数指導や習熟度別指導、個々の児童生徒の実態に即した支援（家庭訪問や保護者への支援等）、学校外の学習プログラムの積極的な活用など指導上の工夫をすることが望ましいこと。
- 4 (1) 市町村が新たに設置する高等学校若しくは中等教育学校又は学校法人が新たに設置する小学校、中学校、高等学校若しくは中等教育学校において特別の教育課程を編成して教育を実施することを希望する場合、当該学校の設置認可の前に特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある学校として指定を受ける必要があること。
(2) 市町村が新たに設置する高等学校若しくは中等教育学校又は学校法人が新たに設置する小学校、中学校、高等学校若しくは中等教育学校について、文部科学大臣が指定をした際には、文部科学省はその旨を速やかに、当該学校の設置認可権者（市町村立の高等学校又は中等教育学校については都道府県教育委員会、私立の小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校については都道府県知事）に対して通知することとしているので、その旨留意すること。

3 「不登校児童生徒への支援に関する最終報告 ～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～」（不登校に関する調査研究協力者会議平成28年7月）

第1章 本協力者会議の基本姿勢

2 不登校の変遷

平成17年7月、構造改革特別区域法による特区803「不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業」の全国化により、特別な教育課程を編成する学校（以下「不登校特例校」という。）が指定されることとなったが、平成16年から全国化される平成17年7月までに5校、平成17年から平成28年7月現在までに5校の合計10校が指定されている。

不登校特例校は、文部科学大臣が認定すれば、特別の教育課程による義務教育等を実施できる仕組みである。現在認定されている中学校の教育課程は年間の授業時数700単位時間程度で実施されており、必ずしも学校単位だけでなく、分校や分教室の形で認定を受けることも可能である。

不登校特例校は学校教育法上の学校であるため、不登校特例校である中学校を卒業した者は高等学校入学資格を有することになり、また、市町村立中学校であれば、当該学校の教職員は国庫負担の対象となる。

第8章 国に求められる役割

1 不登校児童生徒支援のための体制構築に関する支援

（不登校特例校の設置促進）

また、不登校特例校制度の活用を推進するためには、都道府県が不登校特例校を設置する場合にも、市町村が設置する場合と同様の支援が国から受けられるよう、制度の見直しを検討することが必要である。

4 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」

第10条

国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2 不登校特例校の現状

現在、設置されている不登校特例校について、文部科学省が平成28年6月29日に公表した「不登校特例校に関する実態調査」の結果によると、以下のことが明らかとなっている。

- ※ 「不登校特例校に関する実態調査」調査時点：平成28年1月
- 調査目的：不登校特例校の現状に関する基礎的情報を把握する。
- 調査対象：特例校10校（公立4校、私立6校）

1 教育内容

中学校の各学年における年間の総授業時数が1,015時間であるのに対し、不登校特例校では、多くの学校で総授業時数を750～770時間としている。また、不登校特例校ごとに総合的な学習の時間等を利用し、体験型の学習を多く取り入れているなど、教育課程を工夫している。〈図表19〉

図表19 不登校特例校の特色ある教育課程の事例

- 年間の総授業時間数の低減 ⇒ 750時間程度
- 体験型学習として校外学習を年4回以上実施
- 朝の時間や放課後のゆとりを考え、午前2時間・午後2時間を基本に設定
- コミュニケーション能力の向上を図るため、道徳（35時間）をソーシャルスキルトレーニングの授業として実施
- 習熟度別クラスの編成、学年の枠を越えたクラス編成を行い指導を実施
- 一人一人に応じた学習のレベル、学習量、学習のスピードで実施
- 体験的学習時間を多く確保するため、総合的な学習の時間を85時間（1年）～105時間（2・3年）に増加

【不登校特例校に関する実態調査（文部科学省）（平成28年）より作成】

また、「個別指導」や「社会性を育む指導」について、全ての学校が「とても重要」又は「重要」と回答しており、習熟度に応じた指導等と合わせ、個々に応じたきめ細かい指導を実践していることが分かる。

2 進路・サポート体制

進路については、卒業生の82.6%が高等学校等へ進学している。

サポート体制については、ほとんどの学校にスクールカウンセラーが配置されている。人事配置上の工夫では、担任がスクールカウンセラー的役割を担っていたり、クラス担任を二人にして男女を組み合わせたりするなどしている。

また、半数の学校でボランティアを活用しており、その活動内容は、個別教科学習のサポートやスポーツ指導、話し相手・遊び相手などとなっている。

3 授業料等

不登校特例校のうち、私立中学校の授業料の平均は約476,000円であり、授業料以外の納付金の平均は約294,000円となっている。経済的負担が大きいという理由から、入学を断念する児童・生徒も少なからず存在するとされている。

4 効果と課題

不登校特例校の教育上の効果としては、不登校の改善が見られた、自己肯定感が高まったことで意欲的に物事に取り組みやすくなったということなどが挙げられている。一方、運営上の課題としては、不登校を経験した児童・生徒の支援に当たり、人手が不足していることなどが挙げられている。〈図表20〉

図表20 不登校特例校における教育上の効果と運営上の課題

〔教育上の効果〕

- 基礎学力の定着と社会性の育成を行い、上級学校への進学など多くの子供たちの不登校を改善できている。
- 生徒は各々の発達のパースに合わせた課題設定がなされ、それらのスモールステップに対する取組みが評価されることによって、自己肯定感が高まった。
- 生徒の表情の変化は同時に保護者に対しても反映し、不安や悩みでうつむいていたものが、意欲的に学習するように変化している。不登校児童生徒への家庭の応援体制が整うことは、当然生徒にも良い影響を与えている。
- 様々な理由で不登校となり、本来校へ復帰できず行き場のない生徒の学習の場、居場所として有効である。

〔運営上の課題〕

- 不登校の期間が長い子供たちが転入してくるケースが増えており、不登校による未学習で基礎基本が大きく欠落している子供が多い。学習に向かう以前に学校に来ることができないため、まずは登校できることを目指すため、授業ではなかなか本格的な学習活動に取り組みない現状がある。
- 一人一人の特性にあわせた指導が必要であるが教員の数が足りていない。不登校の子供たちは人と時間をかければ不登校を改善することができるが、やればやるほど、内容を充実させようとすればするほど個別の対応が必要になり人手不足の改善が難しくなる。
- 私学であるため経済的負担が大きく、高等学校のような就学支援金制度もないため、入学を断念する生徒も少なくない。義務教育でこそ、配慮してほしい。
- 市内及び近郊の小中学校訪問を中心に広報活動を行っているが、本来の存在、教育ビジョン等が本校を必要とする生徒へ十分に伝えられるまでには時間が必要である。

【不登校特例校に関する実態調査（文部科学省）（平成28年）より作成】

【参考】 不登校特例校の事例

1 八王子市立高尾山学園

- (1) 不登校児童・生徒のための体験型学校として、廃校になった小学校の校舎を改築して平成16年4月に開校
- (2) 教員配置（管理職を除く）
 - ・ 小・中学校併設で教諭21名、養護教諭2名（平成28年度）
- (3) 柔軟な教育課程を編成
 - ・ 年間の総授業時数760時間程度 ※1単位時間：45分
 - ・ 1日5時間（午前3時間、午後2時間）
 - ・ 基礎学力の定着のため、少人数指導やコース別学習を実施
- (4) 適応指導教室〈平成26年4月～〉と情緒障害等通級指導学級〈平成27年4月～〉を併設
※転入までの流れ（平成28年度）

転入相談は随時行っており、高尾山学園への転入を希望する場合は見学や相談の上、高尾山学園内に設置されている適応指導教室である「やまゆり教室」に入室する。その後、年4回行われる転入学検討委員会を経て、高尾山学園へ転入する。

※市内には「やまゆり教室」以外にも適応指導教室が2ヶ所あり、本人・保護者の選択の幅がある。

- (5) 児童・生徒、保護者のニーズに対応
 - ・ 年度末には110～120名が在籍（定員120名）
 - ・ 平成27年度の卒業生のほとんどは上級学校へ進学
 - ・ 市外や他県から、入学に関する複数の問合せあり（八王子市民のみ入学可）
 - ・ 市の登校支援チームと連携
 - ・ 陶芸などの講座の講師や指導補助員を活用

2 東京都以外の不登校特例校（公立）

＜京都市立洛風中学校＞ ※統廃合校舎を利用

- ・ 年間の総授業時数770時間 ※1単位時間：50分
- ・ 教諭（副教頭・指導教諭を含む。）12名
- ・ 独自の科目として、社会的分野と理科学的分野を統合させた「科学の時間」、美術、技術、家庭科、音楽を統合させた「創造工房」などを設定

＜学科指導教室「ASU」（大和郡山市）＞ ※市の施設を利用

- ・ 年間の総授業時数 中学校840時間 ※1単位時間：50分
小学校第3～6学年805時間 ※1単位時間：45分
- ・ 教員10名
- ・ 独自の科目として、技術・家庭など実技教科の内容を取り入れ、自然体験を中心とした学習活動を行う「わくわくタイム」、創作や表現を重視した芸術的な活動を行う「いきいきタイム」などを設定

＜京都市立洛友中学校＞ ※統廃合校舎を利用

- ・ 年間の総授業時数770時間 ※1単位時間：50分
- ・ 教員8名（常勤講師を含む。）
- ・ 独自の科目として、二部学級の生徒たちとふれあいながら共に学び、共に楽しむことを体感する中で、人と人とのつながりの大切さを感じ取れるよう「交流学習」や「合同授業」を設定

第3 不登校特例校の設置に当たって

1 教育機会確保法の制定

平成28年12月、教育機会確保法が制定され、第10条において、国及び地方公共団体には、不登校特例校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとするのが規定された。

このことから、国及び地方公共団体においては、今後、教育支援センターに加え、不登校特例校についても、児童・生徒への支援策の一つとして、具体的な検討を行っていくことが必要である。

2 不登校特例校の特徴

教育支援センターに登録し、在籍する児童・生徒の中には、学校に通いたい但在籍校には戻れない、又は、自分にあった学習のペースで学び、自らの進路に向けて再チャレンジを図りたいとする不登校児童・生徒が、少なからず存在している。

不登校特例校は、そうした児童・生徒の新たな学びの場として選択肢が広がるという点において有効である。

さらに、平成17年7月の文部科学省からの通知に示されているように、断続的な不登校や不登校の傾向が見られる児童・生徒も対象となり得ることから、早期に対応することで、不登校の状態になる前に、不登校特例校で新たな学校生活を送ることも可能となる。

不登校特例校については、主に以下の点がメリットであると言える。

まず1点目は、一定程度の教育の水準を保つことができることである。

文部科学大臣は、申請内容を審査し、学校教育法等の観点から支障がないと認められるときは、当該学校を指定することとなっている。つまり、不登校児童・生徒のための柔軟な教育課程を編成し、文部科学省の指定を受けた上で学校が設置されるため、不登校特例校では一定程度の教育内容の水準が保たれる。この点が、教育支援センターとの大きな違いと言える。

2点目は、学校として法律に基づく運営体制が整うことである。

不登校特例校は学校教育法上の学校であるため、不登校特例校である中学校を卒業した者は、高等学校入学資格を有することになる。また、区市町村が設置する不登校特例校の教職員は、他の公立学校と同様に国庫負担の対象となる。不登校特例校には、正規の教職員が配置されることから、これにより、柔軟な教育課程に基づく計画的かつ確実な学力保障の機能が確保される。

なお、不登校特例校において、一人一人の児童・生徒に応じた教育を充実させていくためには、法律に基づく標準定数では十分とは言えず、追加的な教職員の配置

が必要であることが、前述の不登校特例校に関する実態調査の結果で、課題として指摘されている。

3点目は、子供たちの学習成果を学校として評価できることである。

教育支援センターにおいて児童・生徒が学習した内容は、在籍校へ報告されるとともに、テスト等の結果を踏まえて在籍校で評価されることになる。しかし、在籍校での授業に参加していないことによる情報不足等から、在籍校での評価は、必ずしも不登校児童・生徒の学力等を適正に判断できているとは言えない現状がある。

他方、不登校特例校は、学校教育法上の学校であるため、児童・生徒が学んだ内容等は全て評価の対象となる。このような児童・生徒の学力等を適正に判断した評価を通じ、不登校を経験した児童・生徒はもちろんのこと、教職員や保護者にとっても、児童・生徒の本来の力を把握し、将来の社会的自立に向けて生かしていくことができる。この点において、不登校特例校で学ぶ意義は大きいと言える。

3 考慮すべき事項

不登校特例校では、不登校児童・生徒の心理面等にも配慮した、計画的な教育内容や指導方法を取り入れ、集団活動を通じて生きることへの自信と社会的自立を目指す教育課程を編成することで、基礎学力の定着と社会性の育成を行い、上級学校への進学など、多くの児童・生徒の不登校の状態を改善する教育活動の実践が可能である。

現在、設置されている不登校特例校では、計画的できめ細かい個に応じた学習指導のほか、児童・生徒の心のケアやサポート体制の充実に向け、与えられた条件の中で工夫された取組が行われている。一方、その運営面においては、必ずしも十分な体制が確保されているとは言えない状況もある。このような実態を踏まえ、不登校特例校を設置するに当たっては、次のような点についての考慮が必要である。

(1) 運営体制の整備

不登校特例校に通ってくる児童・生徒には、発達障害に伴うコミュニケーション不足や精神的エネルギーの少ない状態、複雑な家庭環境など、様々な課題を有する場合があることから、一人一人の特性に合わせた指導が求められる。

しかし、現状では、十分な経験や知見を有する教員が不足している状況にあることから、不登校特例校の運営体制の整備に当たっては、教員への研修の充実を図るとともに、専門家の配置等を含め、更なる人的支援が必要である。

例えば、現在設置されている不登校特例校の学校生活においては、児童・生徒が休養を取りたいときに、保健室とは別の居場所（プレイルームなど）があるなど、児童・生徒が自分のペースで生活できるような環境を整える工夫がなされているところが多い。こうした教育活動や環境整備を更に進めていくためには、教員以外に

も、児童・生徒に関わるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の職員や、教科指導のための非常勤職員を確保するなど、運営体制を充実させることが必要である。

(2) 設置形態及び設置者

不登校特例校の設置形態としては、地域の状況により、必ずしも学校という形だけでなく、分校や分教室も考えられる。

例えば現在、公立で設置している不登校特例校の児童・生徒の受入れ数は、学校によって100名程度から10数名程度と様々であり、地域のニーズ等に合わせた形態で設置されている。

こうした状況を踏まえ、文部科学省による不登校に関する調査研究協力者会議（平成28年7月）の最終報告においても、同様の提言が示されている。特に分教室の形態での設置については、既設の学校の空き教室等の活用など、設置に係る負担は少なくてすむ点で有効である。

また、分教室の設置に当たっては、区市町村が設置している不登校児童・生徒のための施設からの移行も考えられる。その場合、学校設置者には、これまで培ってきた不登校児童・生徒への指導ノウハウを基礎としながらも、適切な教育課程の編成に向けた検討や、学校が適切な教育を履行できるよう、指導・助言を行うことが求められる。

なお、分教室の場合、現行制度上、教職員の配置は本校と一体的に行われる。このため、分教室に通う児童・生徒への教育をより充実させるという観点から、教員体制等、運営の在り方について検討が必要である。

また、不登校特例校の設置・運営の主体については、義務教育段階であることを踏まえ、法令に従い区市町村が行うことが望ましい。区市町村立で不登校特例校が設置されれば、これまで各地区で行ってきた教育支援センターでの不登校児童・生徒への支援に加えて、新たな学びの場の選択肢が増えることにもなり、不登校児童・生徒及び不登校傾向のある児童・生徒に対する教育の充実を図ることができる。

さらに、区市町村で設置するメリットとしては、義務教育段階での支援を同一の区市町村内で一貫して実施できることが挙げられる。例えば、転校前の学校から不登校特例校への情報の引継ぎ、教育・福祉・保健等の機関が連携した相談体制の構築など、児童・生徒に対し、途切れることなく支援をしていくことが期待できる。

不登校特例校は、各地区で設置が進むことが望ましいが、各地区の児童・生徒数や不登校児童・生徒数の違い、不登校支援の取組の差異等があることなどから、不登校特例校を地区内で設置することが難しい区市町村もあると考えられる。この場合、近隣の区市町村との共同利用が有効と思われるが、相互に十分な協議を行いながら、その仕組みについて検討を進めていく必要がある。

Ⅲ その他

第1 国や都の役割

1 教育支援センターの充実強化に向けて

教育機会確保法により、国、都及び区市町村は、不登校児童・生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設の整備、及び当該支援を行う公立の教育施設における教育の充実のために必要な措置を講ずる努力義務が課された。

教育支援センターの充実を図るためには、必要な支援内容や備えるべき機能、体制の在り方等を踏まえ、それぞれの実態やニーズに合わせて取組を進めていくことが重要である。

国や都においては、区市町村がこうした取組を十分に行うことができるよう、必要な財政支援や、研修を通じた教育支援センターにおける職員の人材育成等を含めた環境整備を行っていくことが望まれる。

また、フリースクール等民間施設・団体における不登校児童・生徒の居場所づくり等の効果的な事例を、教育支援センターにおける指導内容に取り入れて検証を図ることにより、多様化・複雑化する不登校の要因や背景を解消する手立てが得られる場合も考えられる。都が、区市町村やフリースクール等民間団体の関係者と、今後における学校とフリースクール等民間施設・団体との連携・協力について、継続的に意見交換を行っていくことも大切である。

2 不登校特例校の広がりに向けて

教育機会確保法により、国、都及び区市町村は、不登校児童・生徒に対し、その実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備、及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずる努力義務が課された。

しかし、不登校特例校の制度や実施されている教育内容等が、十分に周知されていないため、区市町村において設置に向けた検討が未だ十分行われていない現状がある。

このため、国においては、不登校特例校制度について、広く教育関係者へ理解促進を図ることが重要課題となっている。

不登校特例校での学びを必要とする児童・生徒の教育の機会を確保するためには、国及び都が中心となって、設置者である区市町村へ向けて、不登校特例校の先行事例や、その効果等の情報を伝えるよう努めるべきである。

また、都は、不登校特例校の広がりに向けて、設置を希望する区市町村と連携した取組の実践を積み重ねるとともに、教職員の配置や施設整備の支援を行うなど、積極的に取り組むべきである。

なお、現在行われている支援の枠組みを有効に生かす観点から、区市町村が設置している不登校児童・生徒のための施設を、不登校特例校へ移行することも考えられる。

さらに、不登校特例校における教育活動を推進していくためには、教職員が不登校児童・生徒一人一人の特性に合わせた指導を行うことができる十分な経験と知見を有していることが求められる。そのため、都は教職員への研修やOJTを意図的・計画的に実施するとともに、不登校特例校が、不登校児童・生徒への対応に関する実践的な研修の拠点となるよう、区市町村への支援を行うべきである。

3 その他

現在、各学校では、児童・生徒をめぐる課題が多様化・複雑化する中で、専門家や関係機関との連携を強化し、児童・生徒一人一人に応じた支援を充実させていくことが求められている。こうした学校における支援の充実を通じて、児童・生徒の社会的自立に必要な力を身に付けさせていくことが大事である。

そのためには、校内体制の充実は欠かせない取組であり、例えば、児童・生徒の不登校支援や学力向上の推進に向けて、中心的役割を果たす教員の配置を進めるなど、教職員の充実に向けた取組を積極的に図るべきである。

第2 不登校施策全般に関する提言

本検討委員会では、不登校児童・生徒の再チャレンジへの支援を図るため、主に教育支援センターや不登校特例校の充実方策を検討してきたが、議論の過程の中で、そもそも不登校の状態にならないようにすることが重要であるとの意見が多く出され、その対策の必要性が示された。そこで、新たな不登校を生まないための方策について言及する。

1 新たな不登校を生まない取組

現在、学校では、不登校のきっかけや要因の把握、その対処が困難であったり、不登校が、どの子供にも起こり得るという認識が不足していたりすることが考えられる。

また、教員の理解が不足することにより、児童・生徒のサインに教員が気付かない場合や、個々の教員は懸命に対応するものの、組織的な対応が十分に機能せず、不登校を生じさせてしまう場合なども考えられる。

これまで不登校への対応については、各区市町村教育委員会や学校で積み重ねてきた取組を基本として対策が行われてきたが、これからは専門家による適切なアセスメントや、経験に裏付けられた支援も必要と考えられる。

こうしたことから、今後は、適切なアセスメント手法や、教員が児童・生徒の心の状態を十分に理解するために必要となる効果的な働き掛けの方法などを示す、「新たに不登校を生まない」ための手引の作成などの取組が望まれる。

また、手引を作成することにより、学校が保護者会や学校だよりなどで情報を発信し、保護者との共通理解の促進を図ることも期待できる。

なお、手引の効用を最大限発揮させるためには、これを活用する教員が、教育機会確保法の目的や基本理念をはじめ、不登校対策の意義や背景等を十分に理解し、早期発見・早期対応の取組の推進に向け、識見を深めておくことが必要である。

このため、都や区市町村においては、教員向けの研修を計画的に充実させていく取組を検討することが求められる。

2 発達障害のある不登校児童・生徒への対応

都内公立学校の通常の学級に在籍する、発達障害があると考えられる児童・生徒の割合は、小学校で6.1%、中学校で5.0%という調査結果があり、ほとんどの学級に発達障害のある児童・生徒が在籍していると考えられる（平成26・27年東京都教育庁調査）。

発達障害のある児童・生徒は、その障害特性から、対人関係やコミュニケーションに課題があることが多く、それが要因となって不登校の状態になっている場合も想定される。

近年、教育支援センターに通っている児童・生徒の中には、発達障害のある児童・生徒も増えてきたという声も聞かれる。

こうしたことから、通常の学級における日常の指導においても、発達障害のある児童・生徒にとって分かりやすい授業を実施するとともに、落ち着いて生活できる教室環境の整備や、周囲の児童・生徒の理解を深めるなどの教室づくりを行うことが大切である。そのため、あらかじめ当日の授業の流れ・段取りを伝えること、板書やプリントで大事な部分を色分けするなどのユニバーサルデザインの考え方に基づく指導・学級づくりや、都内の公立小・中学校の情緒障害等通級指導学級などで行われている、ソーシャルスキルの学習のノウハウを活用した支援が効果的である。

都教育委員会では、平成28年2月に策定した「東京都発達障害教育推進計画」に基づき、発達障害のある児童・生徒への指導を計画的かつ効果的に実施するため、学力や社会性の向上を図る様々な取組を予定している。「新たに不登校を生まない」という視点から、こうした取組を進めていくことも重要である。

むすびに

本来、全ての児童・生徒にとって学校は、楽しく通いながら自己の能力を存分に発揮し、学力はもとより、自尊感情や自己肯定感を高めるとともに、集団生活の中で相手を思いやる気持ちや、他者と共に何かを成し遂げる経験を経ることで社会性を育む、掛け替えのない場所となるべきところである。

多くの児童・生徒が、学校生活を通してこれらの能力を身に付け、日々次へのステップへと歩みを進めている中、何らかのきっかけで不登校となった児童・生徒に対しても、教科学習や社会的自立に向けた様々な経験が得られる機会を確保し、いつでも再チャレンジが果たせる場所を用意しておくことが重要である。

また、本検討委員会の議論が進む中、教育機会確保法が成立したことにより、都においては国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた不登校施策を策定・実施する責務が規定されたところである。

こうしたことを背景とし、国及び都には、教育機会の確保等に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置や、その他の措置を講ずるよう努めていくことが、これまで以上に強く求められている。

本提言が、教育支援センターの機能強化や不登校特例校の広がりに向け、区市町村において整備指針を策定するなど、教育機会の確保に係る不登校施策の活性化の一助となることを願っている。